児童公園遊具改修工事

図面リスト

A-００	タイトル・図面リスト	N.S.	A-１４	既設側溝一部暗渠化工事 平面図・断面図	1:30	E-０１	電気設備特記仕様書	N.S.
A-０１	特記仕様書	N.S.	A-１５	解体工事　スチールフェンス（参考図） スチールフェンス立面図	1:100	E-０２	電気設備図	1:200
A-０２	付近見取図・全体配置図	1:4000	A-１６	解体工事　スチールフェンス（参考図） スチールフェンス標準詳細図	1:10			
A-０３	部分配置図	1:500	A-１７	解体工事　旧ポニー舎（参考図） 平面・立面・断面・小屋伏・基礎・部材リスト	1:50			
A-０４	配置図改修前	1:120	A-１８	解体工事　ジャングルジム（参考図） 平面・立面・展開図	1:50	M-０１	機械設備特記仕様書	N.S.
A-０５	配置図改修後	1:120	A-１９	解体工事　FRP製馬オブジェ・水飲み場（参考図） FRP製馬オブジェ(1)・(2)、水飲み場	1:20	M-０２	平面図（給排水設備）	1:150
A-０６	人工芝築山　詳細図（参考図）	1:400　1:10 1:20　1:50	A-２０	解体工事　スプリングポニー（参考図）	1:20			
A-０７	ファウンテンデッキ（参考図） 平面図、立面図、断面図	1:40 1:10	A-２１	解体工事　ベンチA、B、C（参考図）	1:15			
A-０８	ファウンテンデッキ（参考図） 床下伏図、1次側給水･電源引込部断面図	1:40 1:10						
A-０９	ファウンテンデッキ（参考図） 噴水システムフロー図（概略）	N.S.						
A-１０	シェルター（参考図）	1:30						
A-１１	語らいベンチ（合成木材）（参考図）	1:20						
A-１２	ベンチ（参考図）	1:20						
A-１３	手洗い場（参考図）	1:20						

設計変更年月日	
１回	年　月　日
２回	年　月　日
３回	年　月　日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 N.S.	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	タイトル・図面リスト	設計　年　月　日	図番号 A-00

児童公園遊具改修工事　特記仕様書

第１章　総則

第1項 本特記仕様書は、児童公園遊具改修工事に適用する。

第2項 本工事は設計図書及び本特記仕様書による外、次に掲げるもの（以下「共通仕様書等」という）により実施するものとする。

１．土木工事等共通仕様書

２．土木請負工事必携

３．土木工事施工管理の手引き

※土木工事等共通仕様書等は、佐賀県　県土整備部、農林水産部及び地域交流部において定めたものをいう。

※土木工事等共通仕様書等及び別添特記仕様書中の図書等については、本工事契約時点での最新版を使用すること。

第２章　施工条件

第1項　本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては十分留意するものとする。
なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。
また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議し、契約変更の対象とする。

１）工程関係
- 佐賀競馬開催日の施工は不可とする。（令和4年度12月から3月末までの佐賀競馬開催予定日：39日）
- 施工時間帯は10：00 ～ 20:00とする。また、能力検査及び発走調教（共に不定期）の実施中は作業を一時中止とする。やむを得ず作業を実施する場合は事前に監督員と協議すること。
- 特別他との調整はないので、部分的な工期の設定はない。
- 余裕工期は見込んでいない。

２）用地関係
- 工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- 本工事における借地は予定していない。

３）公害関係
- 工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については、特段考慮していない。
- 水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

４）安全対策関係
- 本工事は、交通誘導員の配置予定はない。ただし、近接工事の請負業者と調整をし、別途必要な場合は甲乙協議にて対応することとする。
- 公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）からの施工上の制約はない。
- 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

５）工事道路関係
- 工事用車両の出入りに際し、土砂等を撒き散らさないよう十分注意するとともに、運搬道路等を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。

６）仮設備関係
- 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

７）建設副産物関係
- 別紙による。

８）工事支障物件等
- 工事区域の占用等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。

９）薬液注入関係
- 薬液注入工法の施工予定はない。

１０）その他
- 工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- 現場発生品及び支給品等はない。
- 関係機関・自治体等との近接施工は無い。
- 新技術・新工法・特許工法は予定していない。
- 本工事においては、引渡前に部分使用は予定していない。
- 用水の取水については、特段考慮していない。

第３章　その他

第1項 県産品資材の優先使用
佐賀県リサイクル認定製品に登録されている、溶融スラグ入りコンクリート二次製品に該当する規格については、その製品を原則使用すること。また、認定製品の登録状況により元請業者から新材使用の協議があった場合は、工事打合せ簿により監督員の承諾を得るものとする。

第2項 三者調整会について
施工に当たって発生する技術的諸問題の解決を図るため、三者（発注者、請負者（施工者）、設計者）のいずれかの者の要望に応じ、統括監督員（担当課長）がその必要を認めたときに設置するものとする。
この会での調整事項は次の事項とする。
・設計図書と現地との不整合等の確認
・設計条件、設計時の不確定要素の確認
・その他、施工にあたって技術的に留意すべき事項の確認
※調整会の費用について
この調整会開催に係る設計者及び発注者に対する費用は、発注者が負担する。
請負者（施工者）に対する費用は、工事打合せに含まれるため施工者の費用とする。

第3項 ワンデーレスポンスについて
１）この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは現場の問題発生に対する迅速な対応の実施をいい、受注者からの工事打合簿による質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
２）受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
３）受注者は監督職員に対し、漠然と相談や質問をするのではなく、必要最小限の「判断材料」及び、「理由」を揃えること。後に、追加資料を求める場合がある。
４）受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに書面にて監督職員へ報告すること。
５）効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第4項 電子納品について
１）本工事は電子納品対象工事とする。電子成果品とは、「電子納品運用ガイドライン佐賀県県土整備部）」及び国土交通省等の「工事完成図書（土木設計業務等）の電子納品要領（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
２）成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で2部、紙成果品を１部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、国土交通省等の「電子納品運用ガイドライン【土木工事編（業務編）】」を参考にするものとする。
３）検査帳票を電子データとする場合は「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土整備部）」に基づいて作成した電子検査帳票を電子媒体（CD-R）で１部提出する。
４）成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。また、検査帳票についても同様の取り扱いとする。
５）電子データで提出する電子成果品及び電子検査帳票の押印（印影）の取り扱いは、電子納品ガイドラインによることとする。
６）受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議しその指示を受けなければならない。

第5項 建設業退職金共済制度の加入について
〇佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部土木工事等共通仕様書第1章第51節第3項受注者は、 建設業退職金共済制度に加入し、 その掛金納付書の写しを工事請負契約締結後１ヵ月以内<u>及び工事完成時</u>に、 監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
（※注１）
上記の仕様については、 以下の取り扱いとする。
１）（※注１）：「及び工事完成時」とは、工事契約締結当初は、工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内 （契約締結後１ヵ月）に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注者に申し出たときはこの限りではない。
２）請負契約額の増減変更があった場合において、 共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。
また、購入しなかった場合は、その理由を書面より申し出ること。
３）受注者は、 自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
４）受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。又は、建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に算入し、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
５）下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者において事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
６）受注者は発注者から、 共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求められた場合には提出すること。

第6項 個人情報の取扱いについて
本工事により知り得た個人情報については、本工事の施工のためだけに使用するものとし、それ以外の目的に使用することを禁ずる。また、個人情報が記載された書類、図面等については、受注者において厳正に管理し、廃棄を行う場合においては、外部に漏洩することがないよう適切に処理すること。

第7項 「設計変更会議」の設置
本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性及び設計変更等に伴う工事中止等の判断の協議を行う場として開催する「設計変更会議」の設置対象工事である。なお、「設計変更会議」への参加については、「設計変更会議実施要領」による。

第8項 提案(工事特性・創意工夫・社会性等)について
受注者は、当該工事において、佐賀県土木工事成績評定要領　別表-1,2に示す考査項目の「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関して提案するものがあれば、工事打合簿等の書式で実施状況(提出様式-1,2)により提出することができる。
・提案する案件は、着工前に必ず発注者側と打合せを行うこと。
・着工前の打合せ及び実施後の最終的な提案に際し、実施状況(提出様式-1,2)を提出する。
・最終的な提案の期限は工事完了時までとし、その内容は明確に記載するとともに必要な資料を添付すること。
・事前打合せした案件の全てが評価されるとは限らないことに留意すること。また、内容や効果等の記載が不適切なものは評価しない。

第9項 法定外の労災保険の付保
本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

◎公共工事建設副産物処理について
１．　処理条件は下記のとおりとする。

	処理の区別（下記より選択）	運搬数量（‰、ｔ）	運搬距離 片道 L(km)	運搬先所在地	処理施設名称等（公共工事の場合は工事名）
コンクリート塊					
アスファルト・コンクリート塊	B	20.1t			
建設発生木材					
その他(具体的：)					
建設発生土	任意	316t			

イ．{A：自ら利用（現場内利用）・B：中間処理施設・C：最終処分場｝への搬出及び｛指定・任意｝処分を記入
※コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、 建設リサイクル法第１６条により最終処分はできない。
２．処理条件に変更が生じた場合は、発注者、 受注者の協議により設計変更する。
３．建設発生土を処分する場合は、着工前、完了後について以下の資料を提出すること。
（１）着工前
〇再生資源利用〔促進〕計画書（様式－１、２）
〇任意処分の場合は、「発生土処分地に関する関係法律のチェックリスト」（様式－８）
〇「着工前」建設発生土管理チェックリスト（様式－９）
（２）完了後
〇再生資源利用〔促進〕実施書（様式－１、２）
〇発生土搬出管理表（様式－１１）
〇発生土処分終了報告書（様式－１２）
〇土量・写真管理資料

◎公共工事再生資材使用について
１．再生資材の種類、使用数量

再生資材の種類、規格	設計数量（ｍ３）
再生クラッシャラン、RC40	41

２．条件の変更： 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、受注者の協議により設計変更する。
３．再生資材使用における施工管理については、新規材使用の場合と同様にする。ただし、再利用施設からの材料の搬入については「再生資材利用確認表」 （様式－１３）を品質管理書類等に添付するものとする。

設計変更年月日	
１回	年　月　日
２回	年　月　日
３回	年　月　日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺	N.S.
図面名	特記仕様書	設計	年　月　日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図番号 A-01

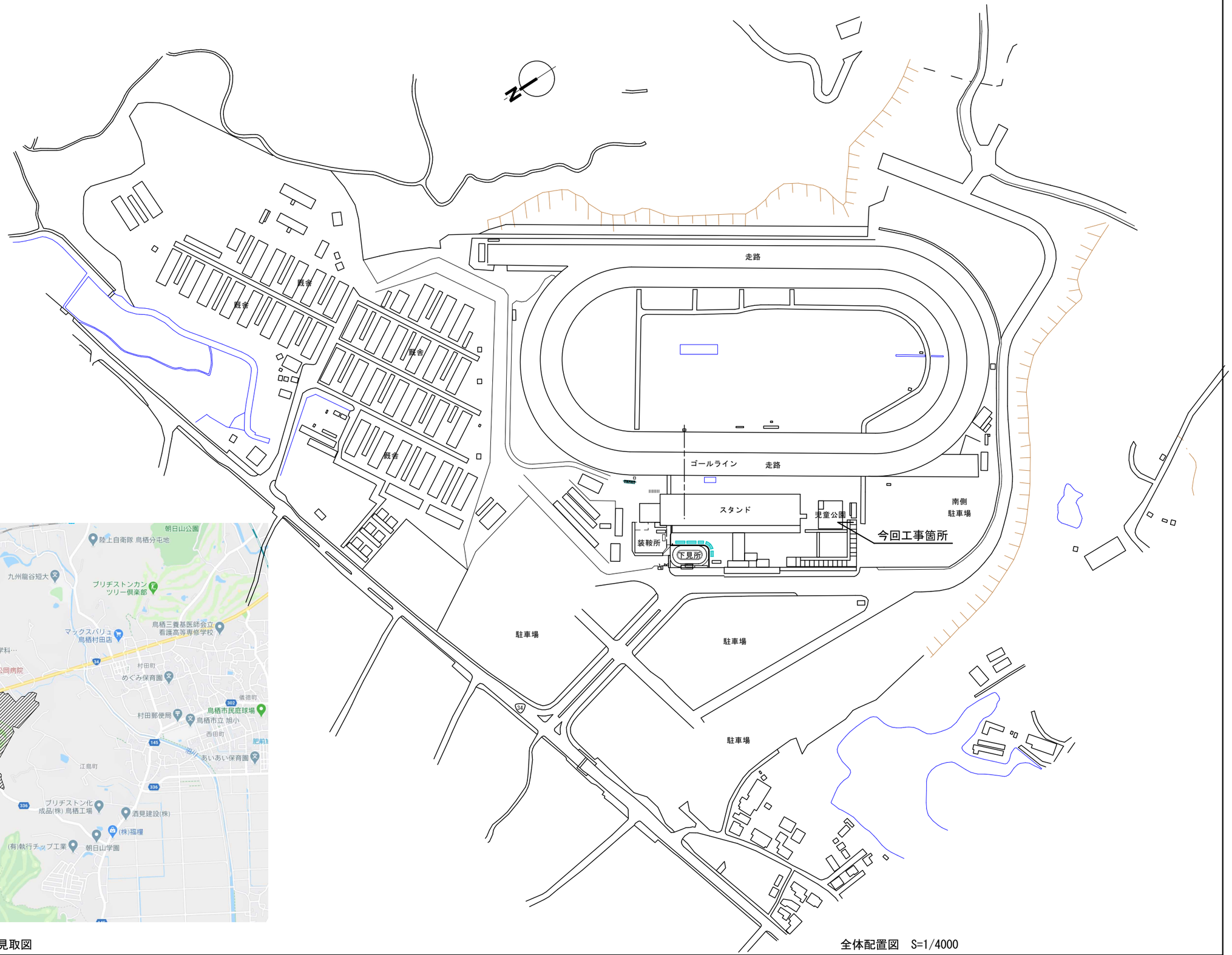

全体配置図　S=1/4000

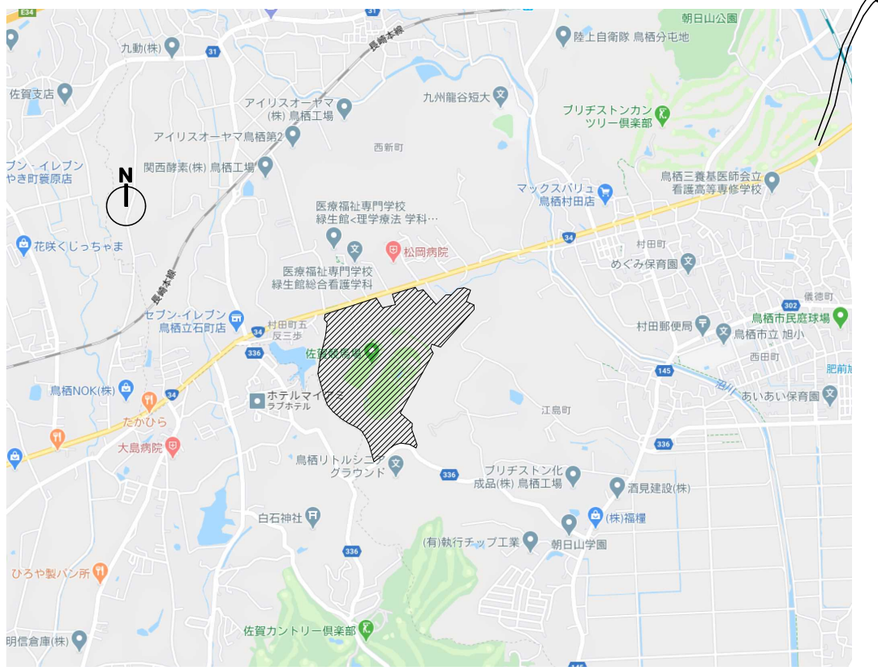

付近見取図

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 S=1/4000	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	付近見取図・全体配置図	設計　年　月　日	

図番号 A-02

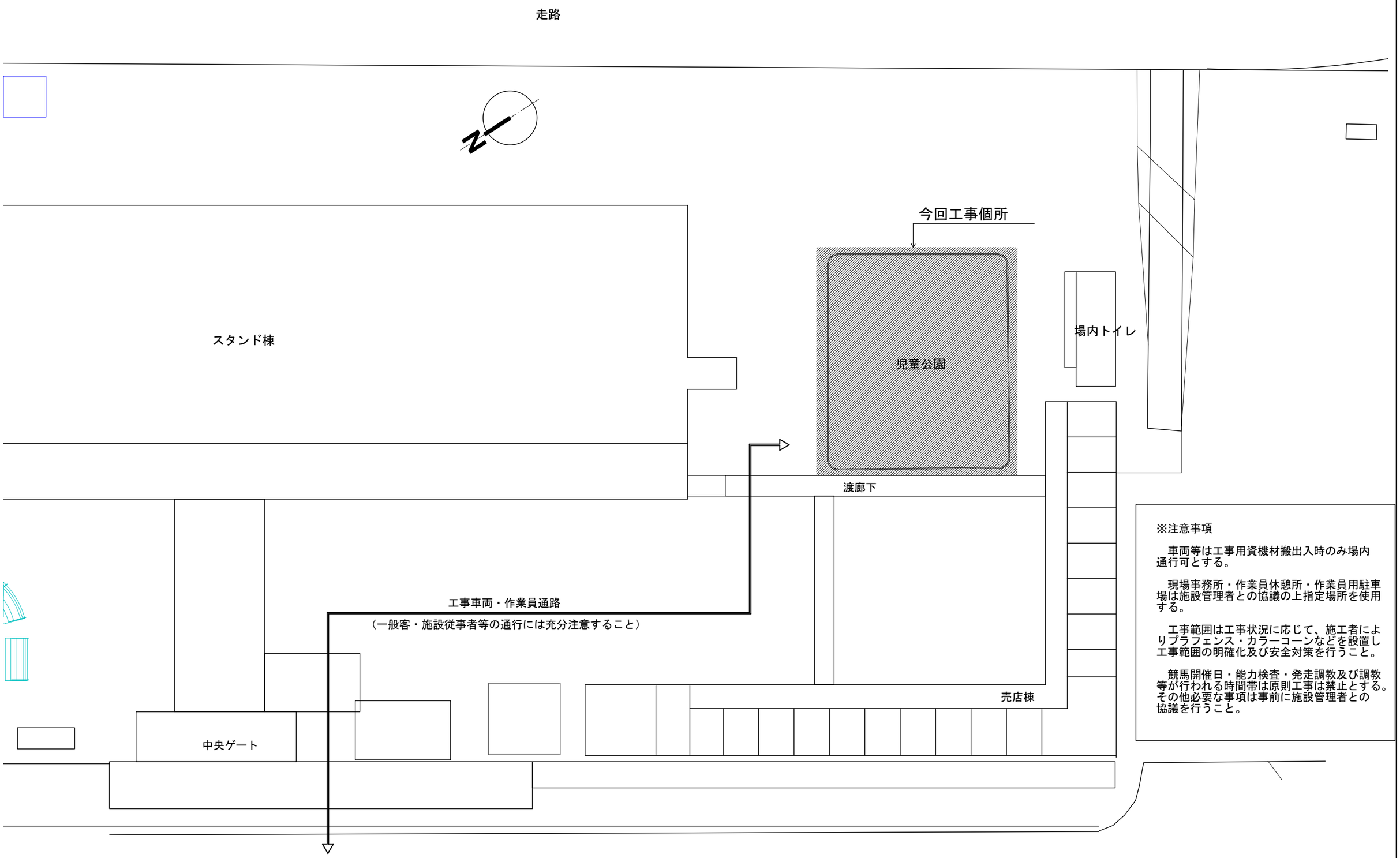

※注意事項

車両等は工事用資機材搬出入時のみ場内通行可とする。

現場事務所・作業員休憩所・作業員用駐車場は施設管理者との協議の上指定場所を使用する。

工事範囲は工事状況に応じて、施工者によりプラフェンス・カラーコーンなどを設置し工事範囲の明確化及び安全対策を行うこと。

競馬開催日・能力検査・発走調教及び調教等が行われる時間帯は原則工事は禁止とする。その他必要な事項は事前に施設管理者との協議を行うこと。

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:500	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録 佐賀県知事 第ほ-750
図面名	部分配置図	設計 年 月 日	図番号 A-03

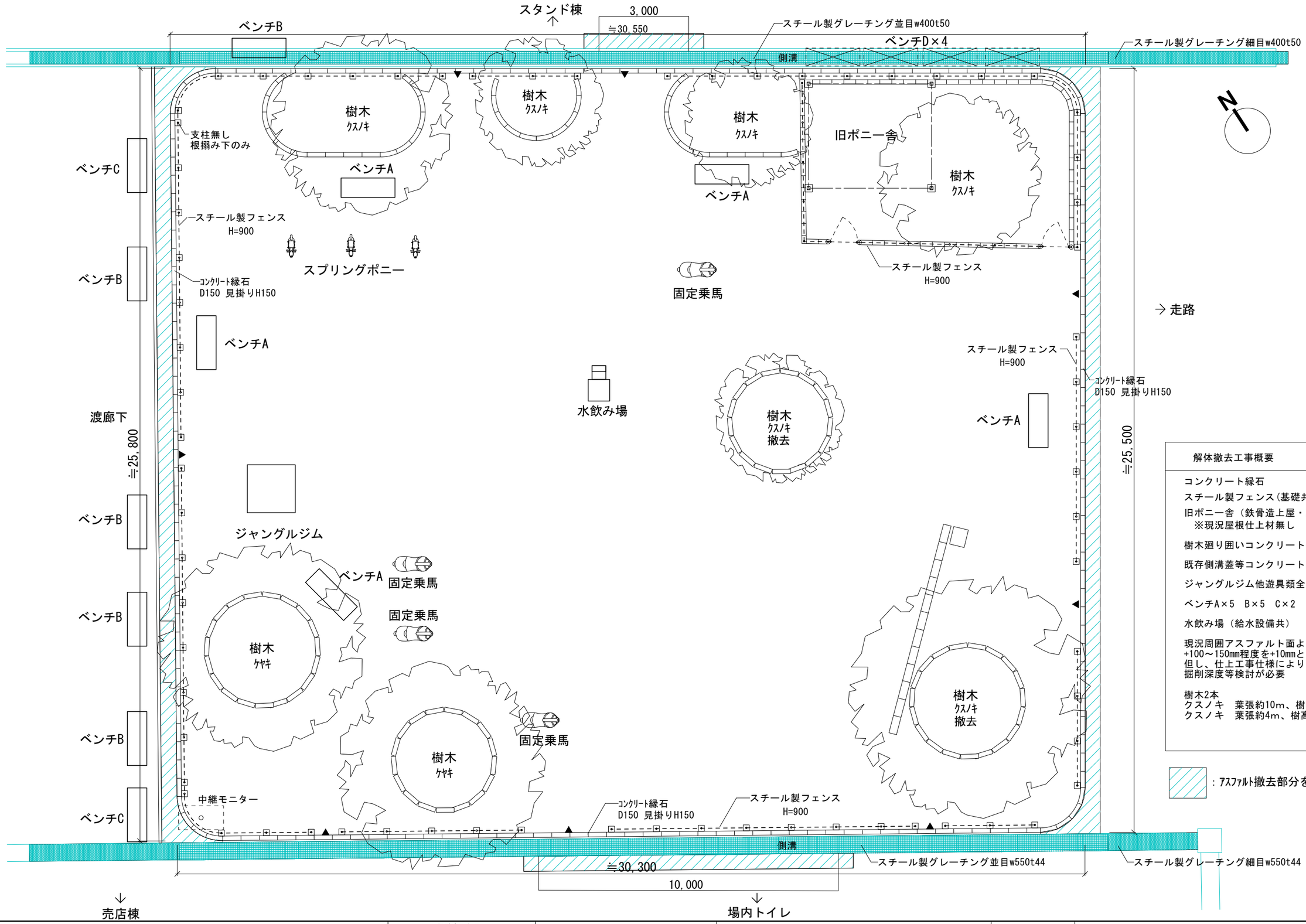

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名：児童公園遊具改修工事

図面名：配置図改修前

縮尺：1:120

設計 年 月 日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録 佐賀県知事 第ほ-750

図番号：A-04

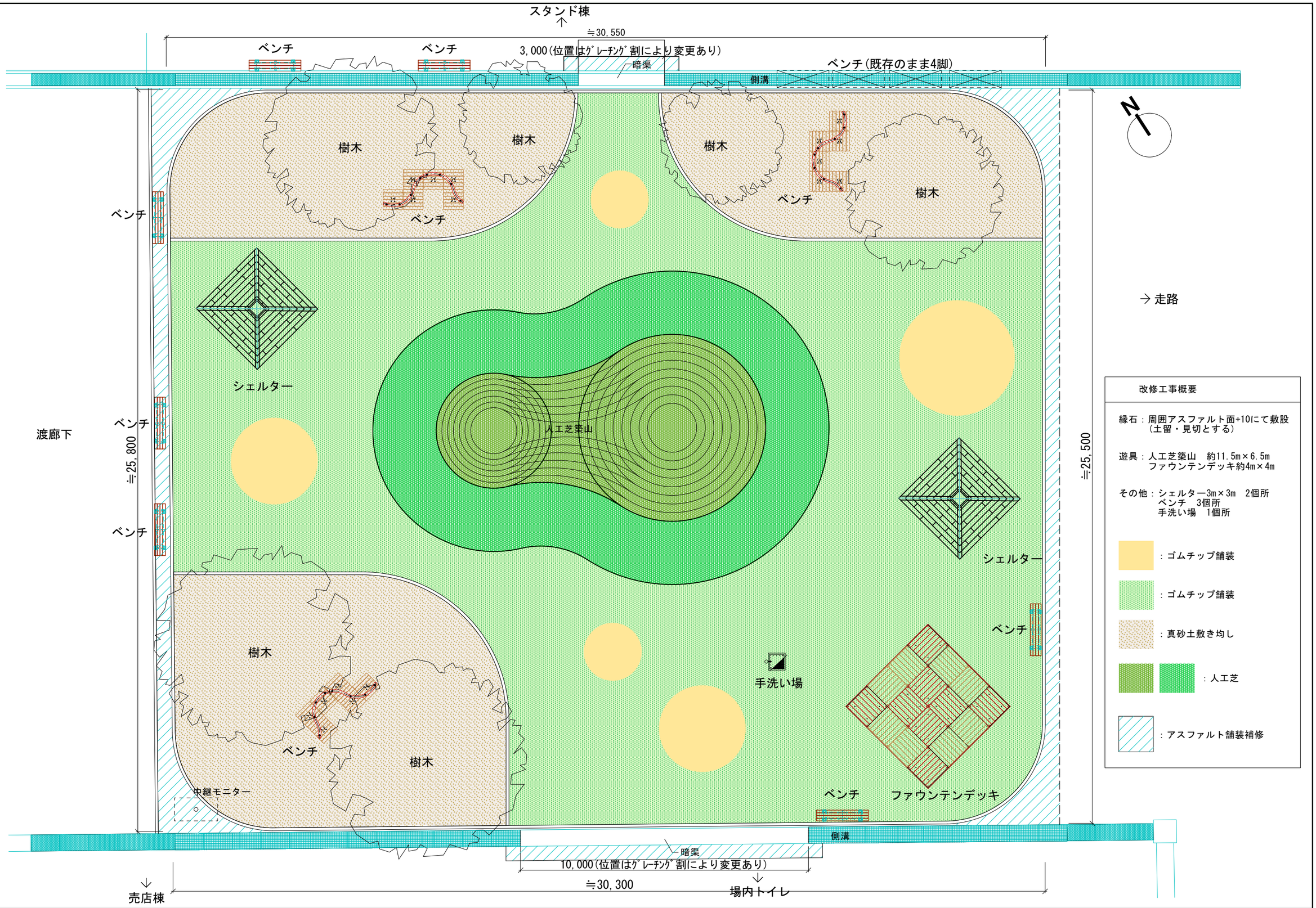

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:120	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	配置図改修後	設計　年　月　日	図書号 A-05

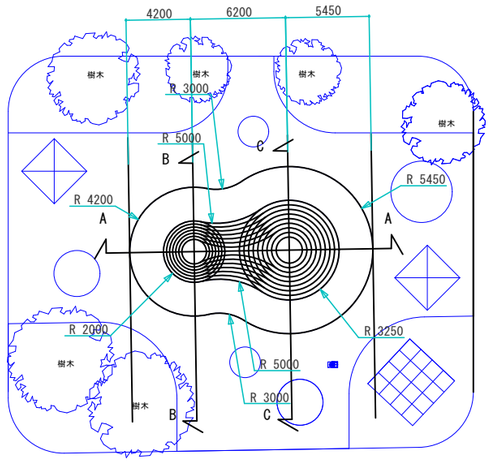

平面図　S=1：400

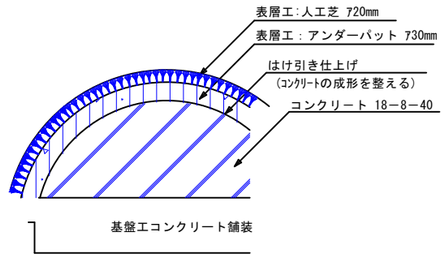

築山断面　詳細図　　S＝1：10

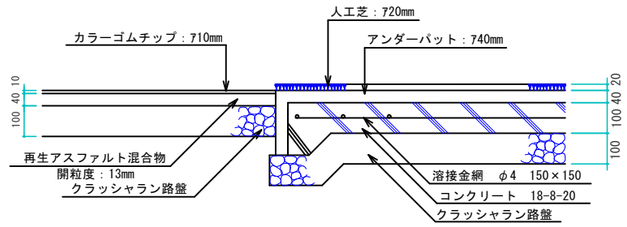

基盤舗装　断面図　　S＝1：20

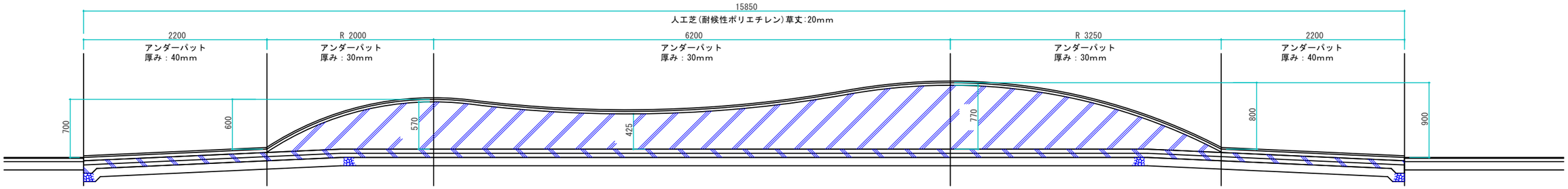

A-A　展開図　　S=1：50　　平均h=5.78㎡÷11.45m=0.505

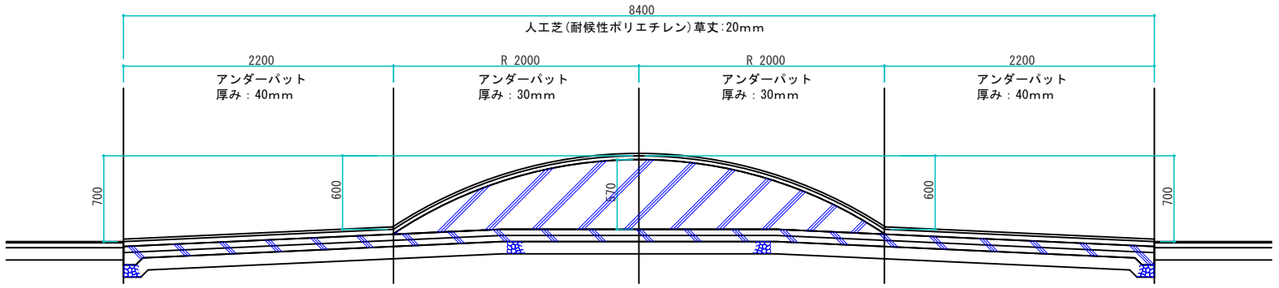

B-B　展開図　　S=1：50　　平均h=1.53㎡÷4.00m=0.382

・寸法、形状等はメーカーにより多少相違があるため、「参考図」として掲載している。
・製品の使用にあたっては、参考図以外のものでも同等品以上であれば使用できる。

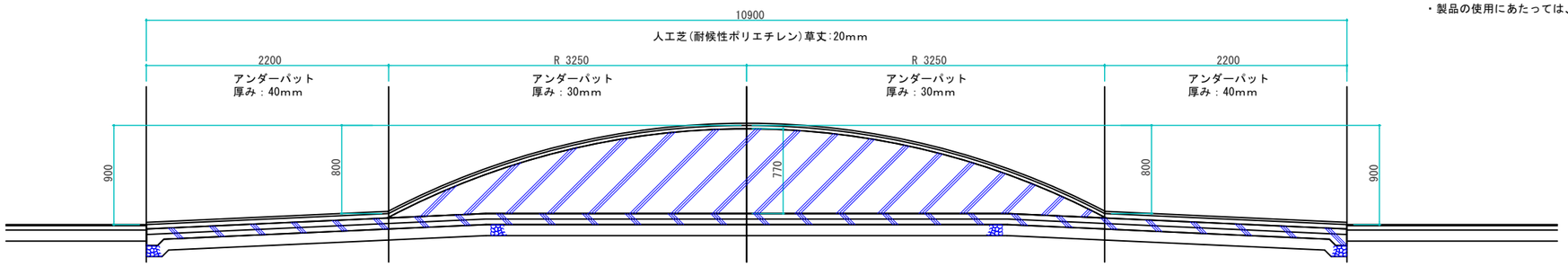

C-C　展開図　　S=1：50　　平均h=3.36㎡÷6.50m=0.517

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:400 1:10 / 1:20 1:50	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	人工芝築山　詳細図　（参考図）	設計　年　月　日	図番号 A-06

合成木材は、木粉入り再生プラスチックとし、エコマーク認定１００％リサイクル品とする。
鋼材は、溶融亜鉛メッキ処理（無塗装）とする。
本製品は、（一社）日本公園施設業協会賠償責任保険加入製品とする。
本製品は、ＩＳＯ９００１認証取得企業製品とする。
本製品は、（株）中村製作所製品ＦＤ－０２－００１同等品以上とする。

冬期は、配管内の水が凍結し、装置が破損する恐れがあります。
電磁弁と各ノズルユニットをつないでいるホースの根本（ホースバンド）を外し、配管内の水抜きを行ってください。

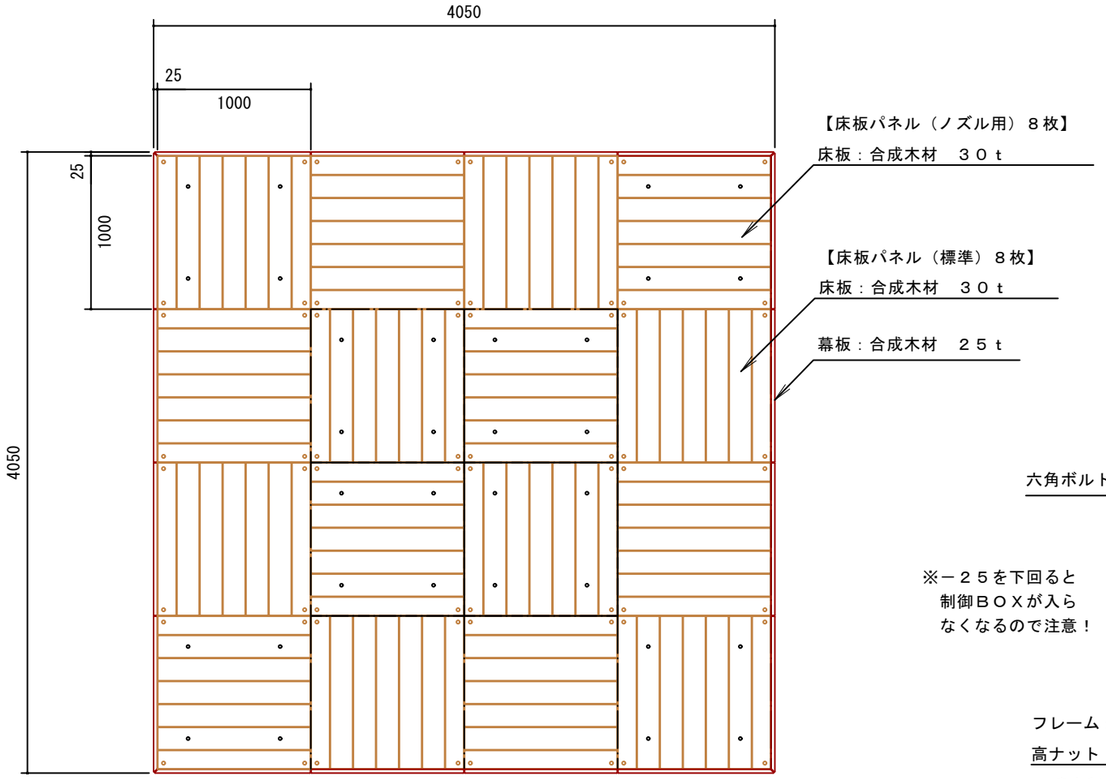

平面図　Ｓ＝１：４０

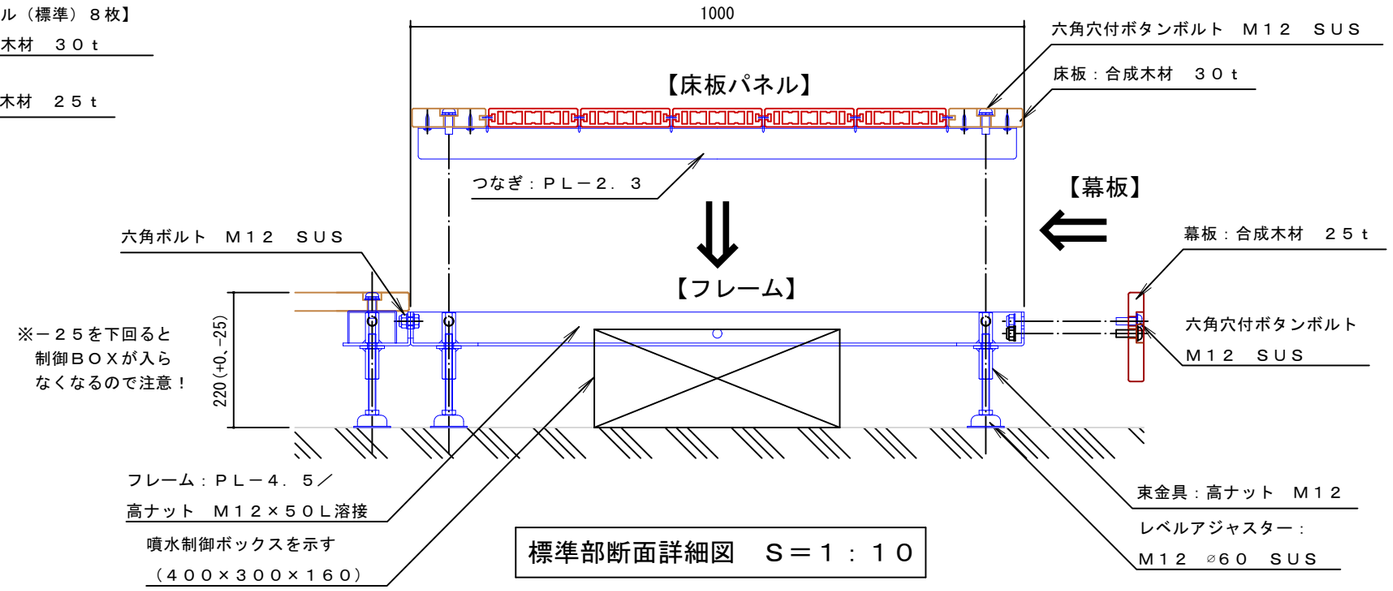

標準部断面詳細図　Ｓ＝１：１０

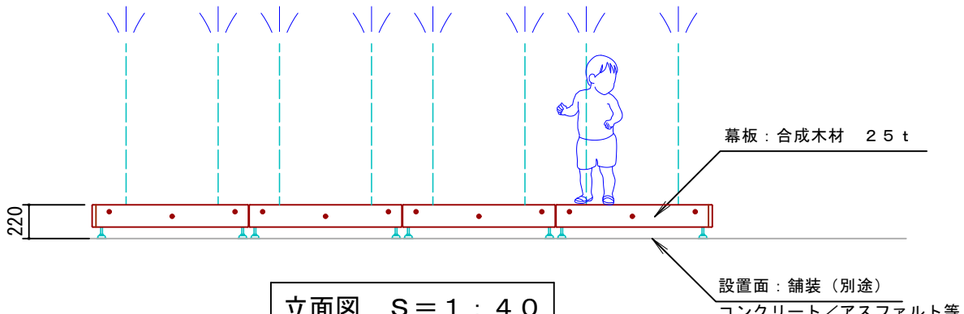

立面図　Ｓ＝１：４０

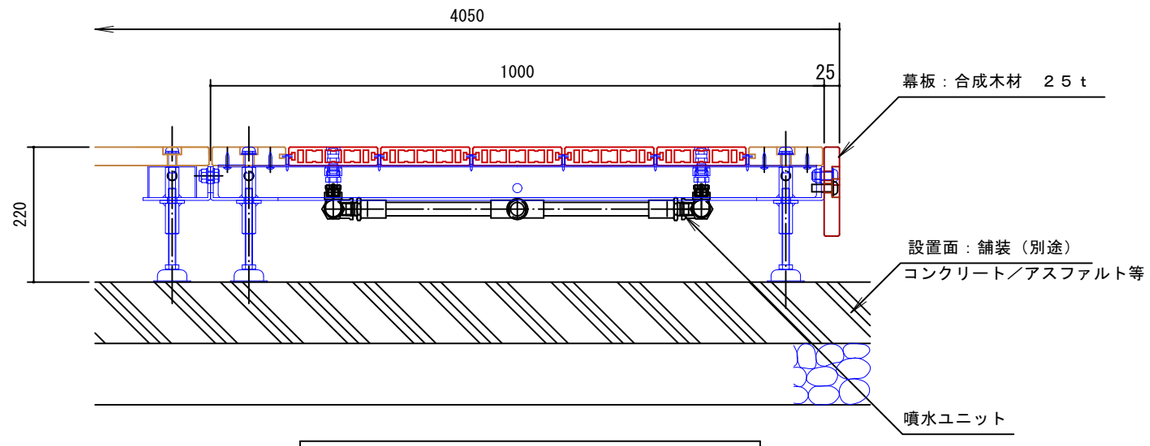

噴水ユニット部断面図　Ｓ＝１：１０

設計変更年月日 １回　年　月　日 ２回　年　月　日 ３回　年　月　日	佐賀県競馬組合	工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:40 / 1:10	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
		図面名	ファウンテンデッキ（参考図） 平面図、立面図、断面図	設計　年　月　日	図番号 A-07

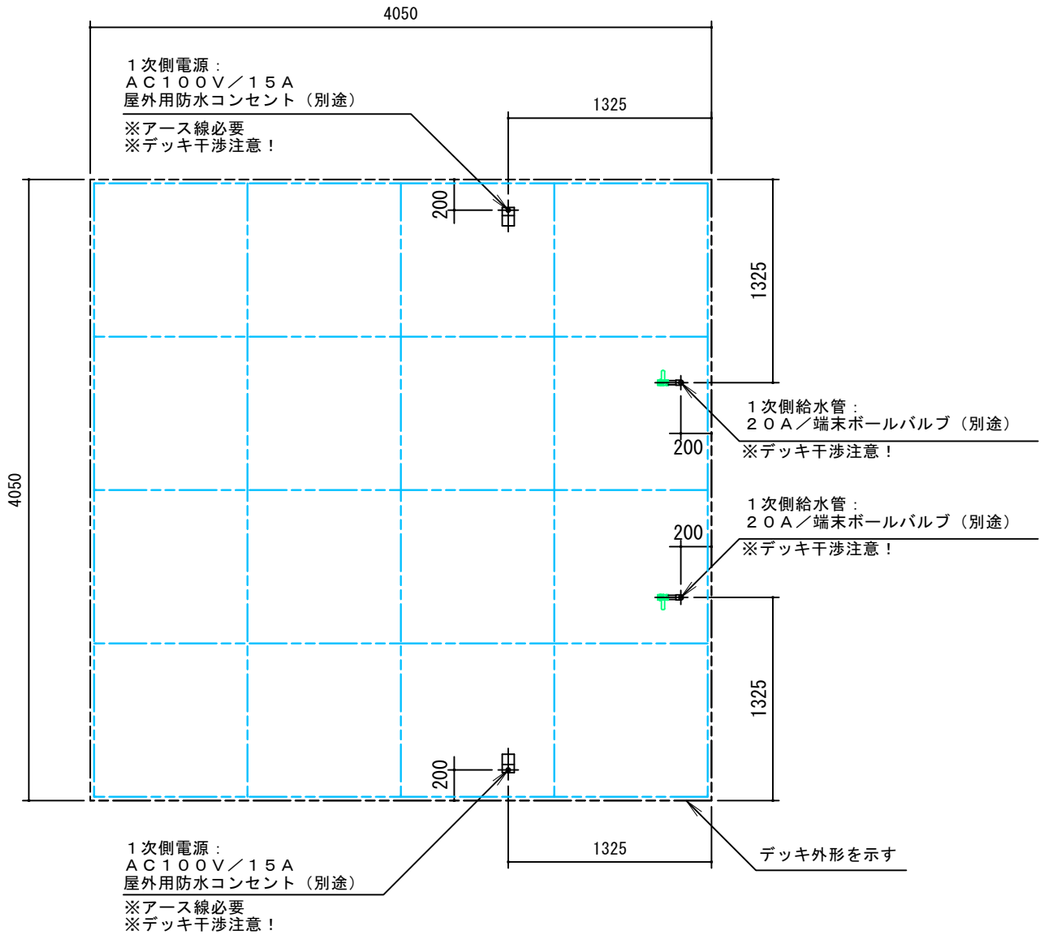

床下伏図　Ｓ＝１：４０

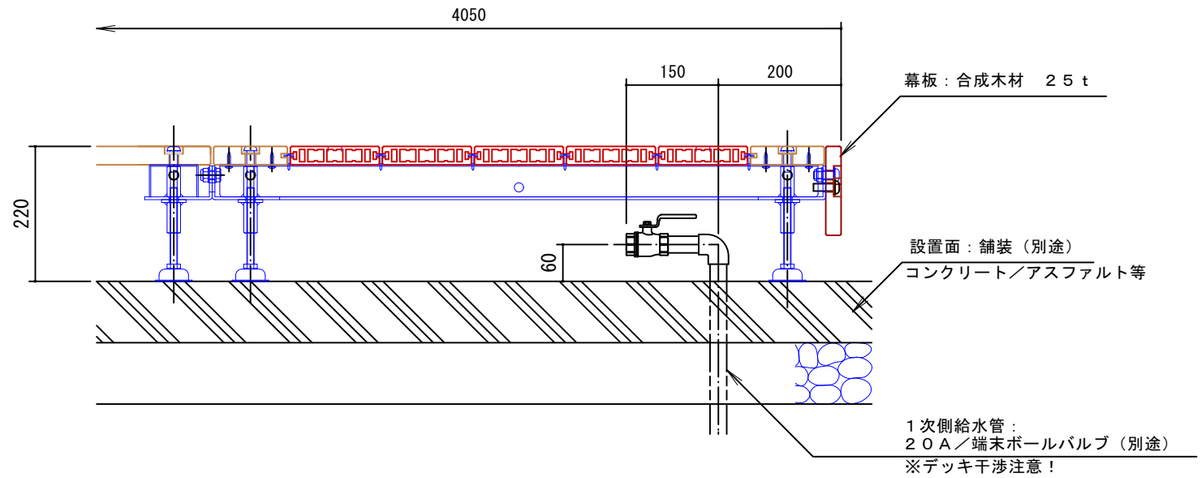

１次側給水管引込部断面図　Ｓ＝１：１０

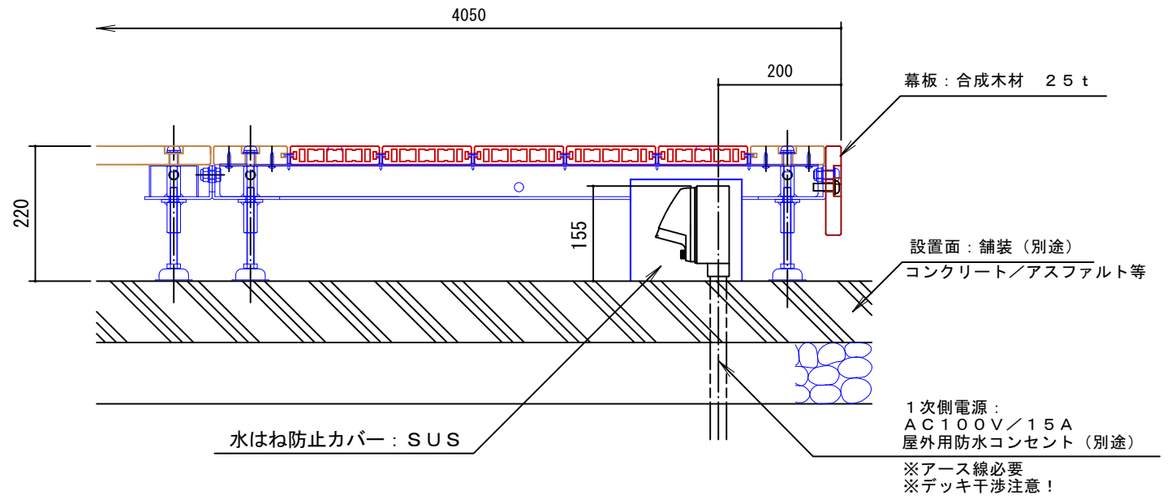

１次側電源引込部断面図　Ｓ＝１：１０

設計変更年月日			
１回	年	月	日
２回	年	月	日
３回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺	1:40 1:10
図面名	ファウンテンデッキ（参考図） 床下伏図、1次側給水･電源引込部断面図	設計 年 月 日	

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図番号 A-08

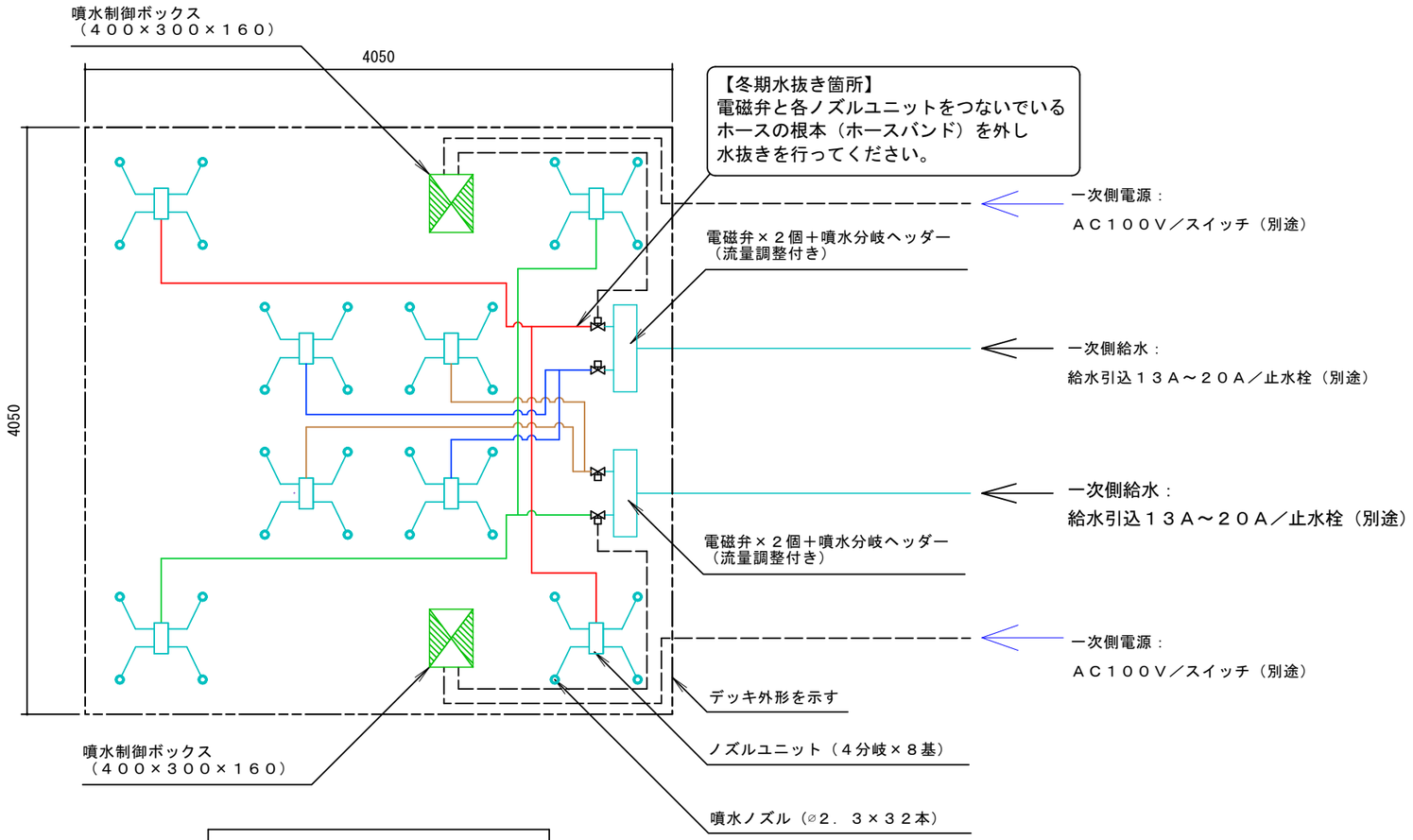

噴水システムフロー図（概略）

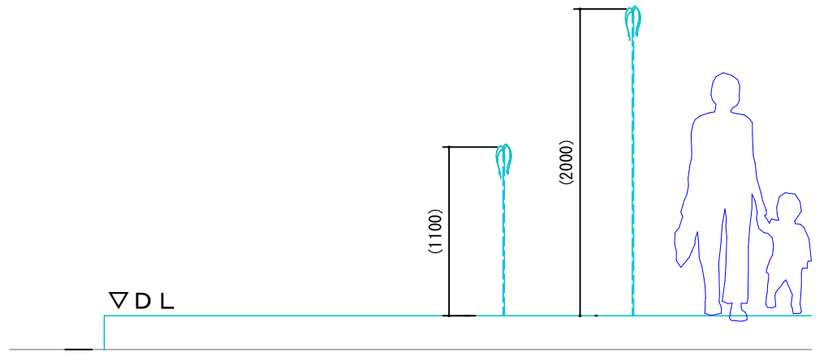

【動作について】
・一次側の給水（散水栓）などから、水道圧を利用してデッキに配置されたノズルに送水して噴水するシステムです。
・電磁弁の開閉による送水先の変更で、噴水の噴出場所を変化させます。
・噴水の噴出場所を変化させる際、プログラムによる繰返し動作となります。
※噴水は、８本ずつ×４ブロックに分かれて個別に噴出します。

【噴水高さについて】
・各電磁弁の開いているタイミングにより、噴水の出る場所が変化し、噴出水量の変化によって噴水の高さが変動します。

（参考値）ノズル１６本噴出：約１１００mm
　　ノズル　８本噴出：約２０００mm

	設計変更年月日					
	１回	年	月	日	佐賀県競馬組合	工事名 児童公園遊具改修工事
	２回	年	月	日		図面名 ファウンテンデッキ（参考図）噴水システムフロー図（概略）
	３回	年	月	日		

縮尺 N.S.
設計 年 月 日
有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図番号 A-09

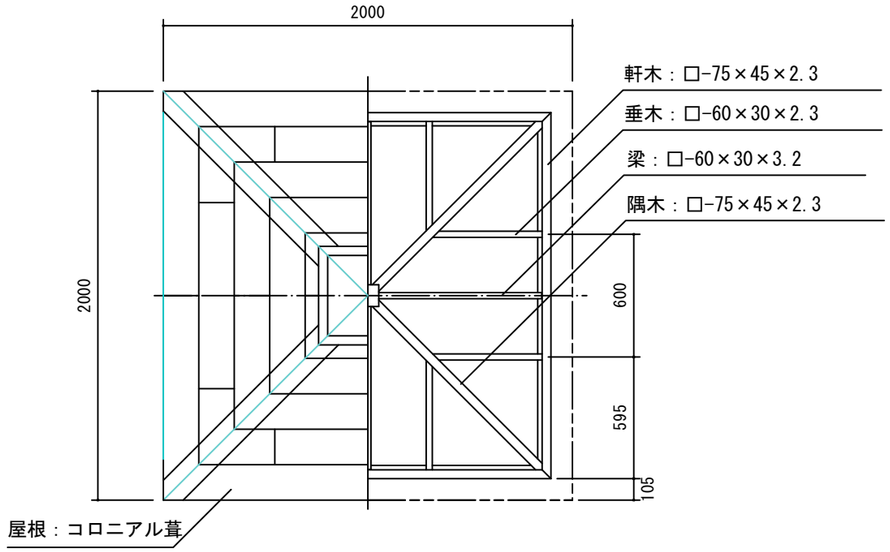

屋根伏/小屋組伏図　S＝1／30

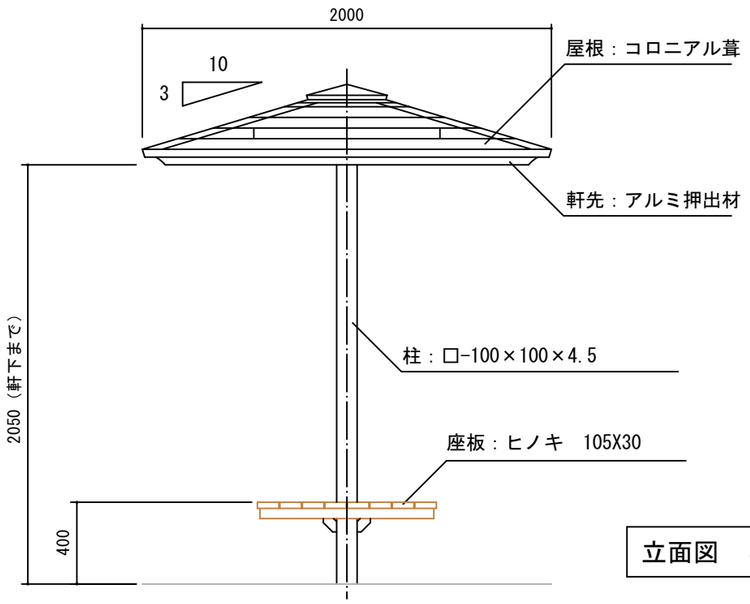

立面図　S＝1／30

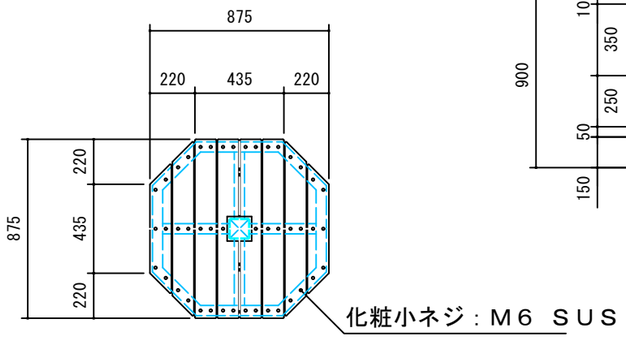

ベンチ部平面図

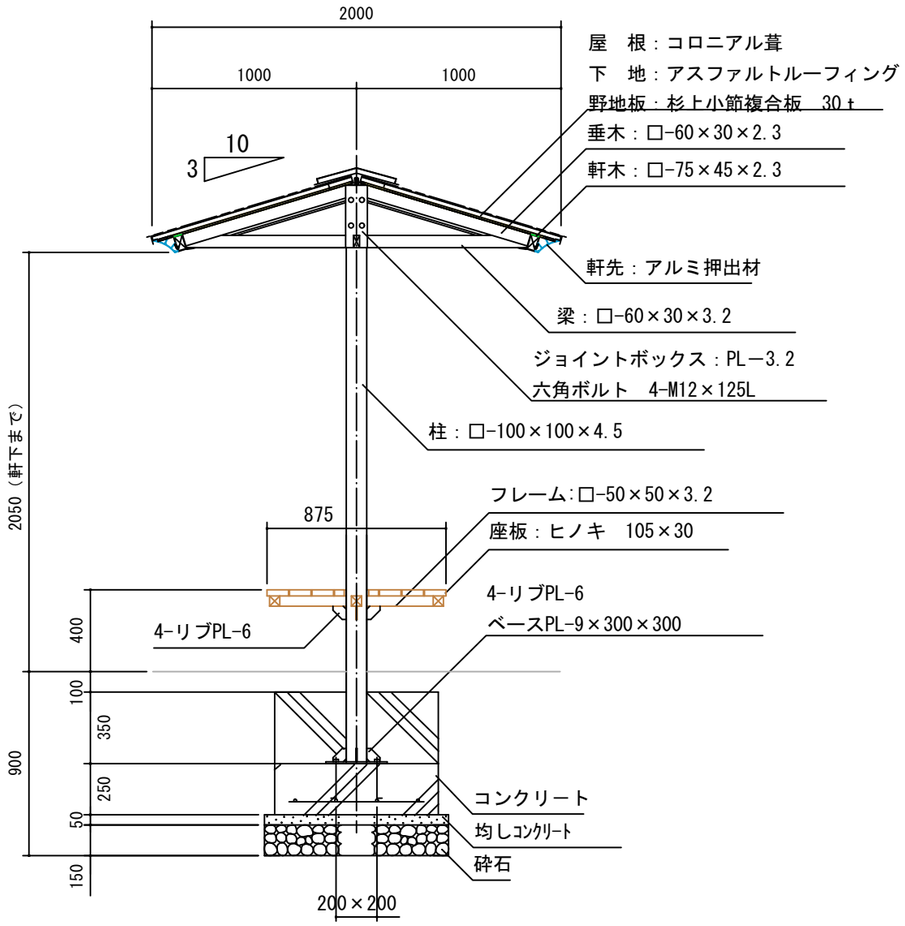

断面図 S＝1／30

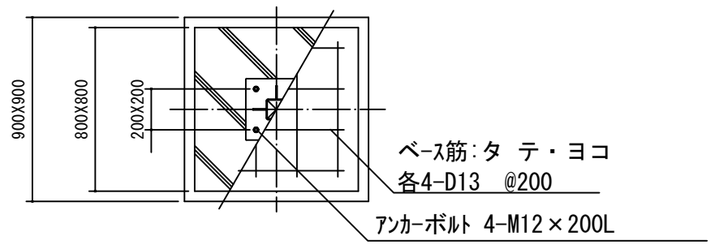

基礎伏詳細図　S=1/30

木材は、低毒性木材防腐剤加圧注入処理とする。（野地板を除く）
木材は、ヒノキ（一等材）とし、カンナ・ペーパーがけの上、木材保護着色塗料（メイプル）塗装仕上げとする。（野地板を除く）
鋼材は、電気亜鉛メッキ処理の上、ポリエステル樹脂粉体塗装（チャコールグレー）仕上げとする。
アルミ押出材は、アルマイト（ブラック）仕上げとする。
本製品は、（一社）日本公園施設業協会賠償責任保険加入製品とする。
本製品は、ISO9001認証取得企業製品とする。
本製品は、(株)中村製作所製品AZ-C22B同等品以上とする。

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:30	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	シェルター（参考図）	設計　年　月　日	図番号 A-10

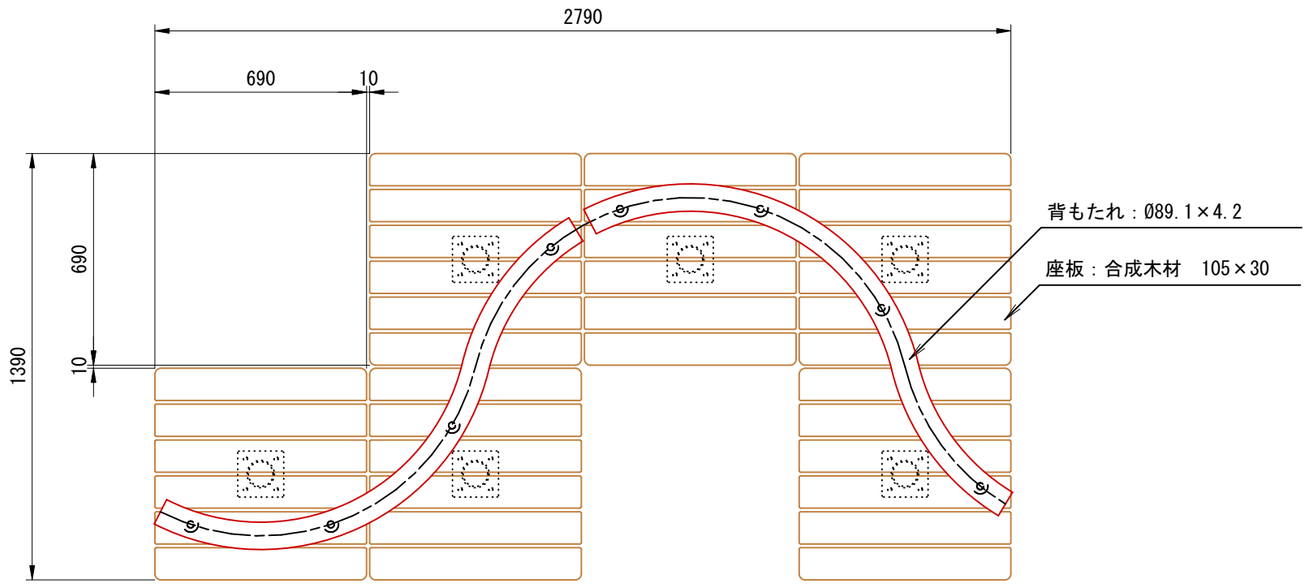

平面図　S=1/20

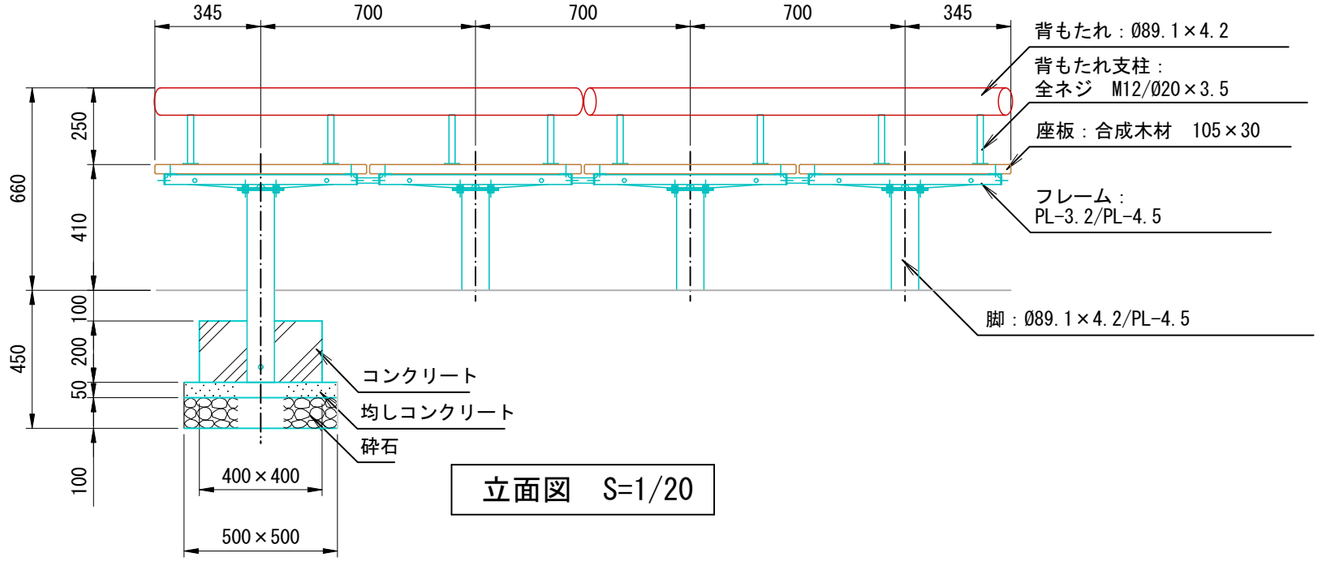

立面図　S=1/20

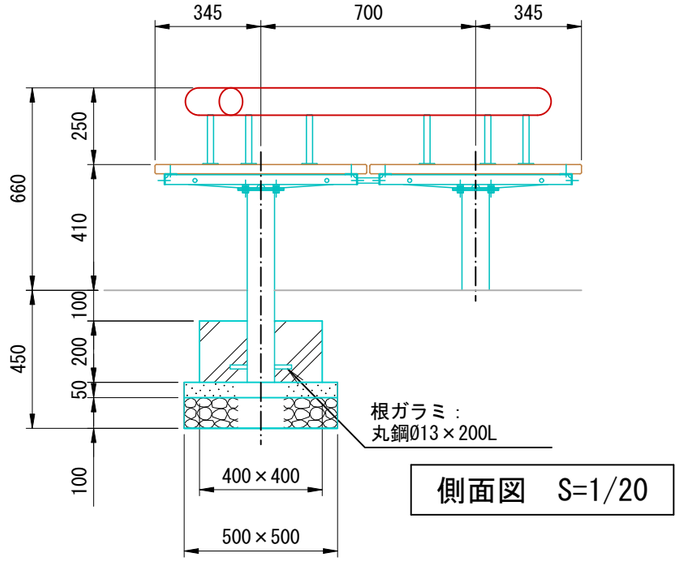

側面図　S=1/20

合成木材は、木粉入り再生プラスチック（ポリプロピレン系、色：サンディーブラウン）とし、「再生有機系建材認定基準」適合品とする。
鋼材は、電気亜鉛メッキ処理の上、ポリエステル樹脂粉体塗装（オレンジ/ブラウン）仕上げとする。
本製品は、(一社)日本公園施設業協会賠償責任保険加入製品とする。
本製品は、ISO9001認証取得企業製品とする。
本製品は、(株)中村製作所製品MBR-01SWA同等品以上とする。

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺	1:20
図面名	語らいベンチ（合成木材）（参考図）	設計	年　月　日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図番号 A-11

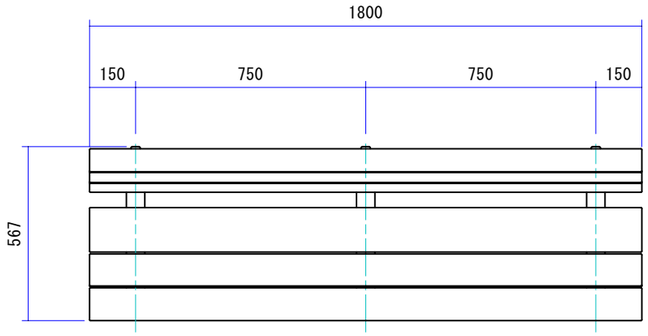

平面図　Ｓ＝１：２０

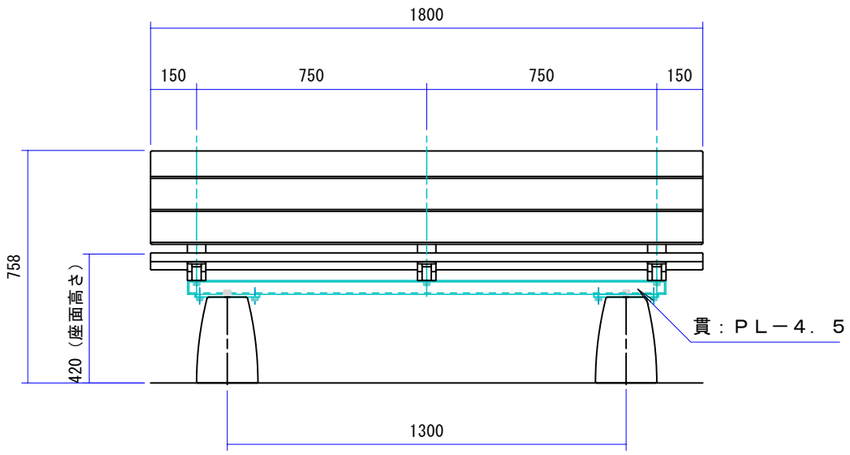

立面図　Ｓ＝１：２０

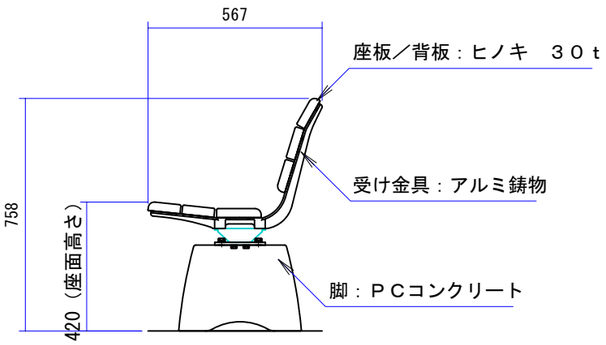

側断面図　Ｓ＝１：２０

木材防腐処理は、低毒性木材防腐剤加圧注入処理とする。
木材は、ヒノキ（一等材）とし、カンナ・ペーパーがけの上、木材保護着色塗料（メイプル）塗装仕上げとする。
鋼材は、電気亜鉛メッキ処理の上、ポリエステル樹脂粉体塗装（ダークグレー）仕上げとする。
アルミ合金鋳物は、ＡＣ３Ａとし、ウレタン樹脂塗料塗装（ダークグレー）仕上げとする。
本製品は、（一社）日本公園施設業協会賠償責任保険加入製品とする。
本製品は、ＩＳＯ９００１認証取得企業製品とする。
本製品は、（株）中村製作所製品MB-18i-P同等品以上とする。

設計変更年月日						
	１回	年	月	日	佐賀県競馬組合	工事名：児童公園遊具改修工事
	２回	年	月	日		縮尺：1:20
	３回	年	月	日		有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
						図面名：ベンチ（参考図）
						設計　年　月　日
						図番号：A-12

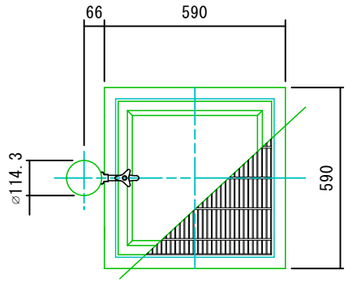

平面図　S=1/20

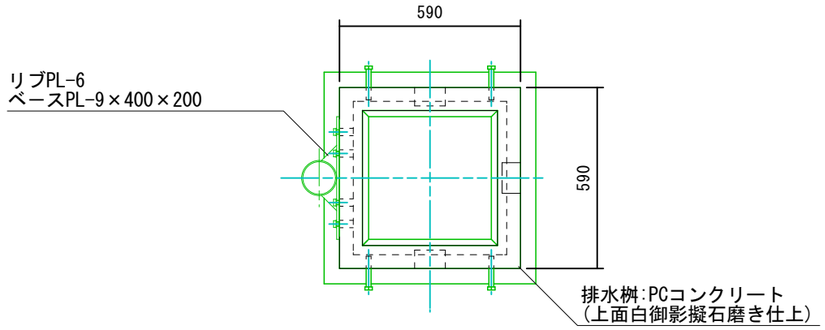

排水桝伏図　S＝1／20

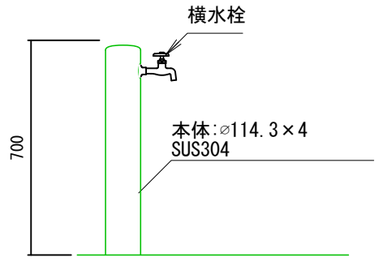

立面図　S=1/20

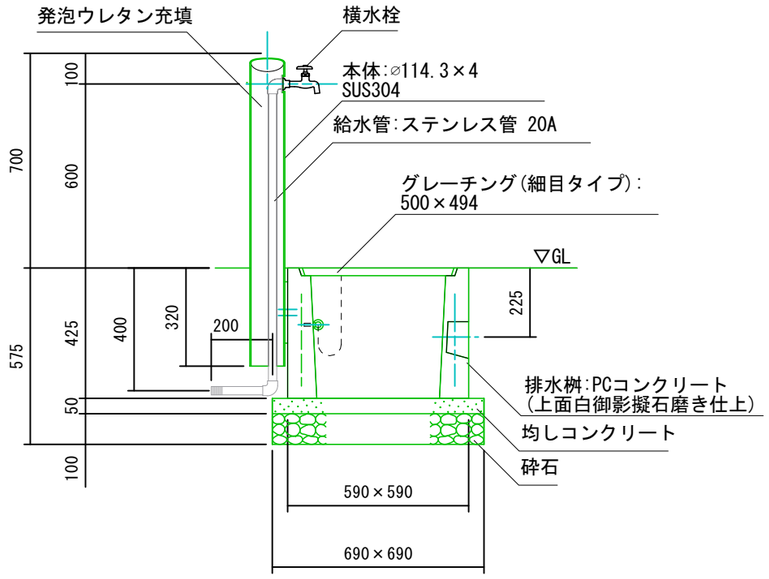

立断面図　S=1/20

本体は、ステンレス（SUS304）とし、見え掛かり部のみヘアライン仕上げとする。
スチール製グレーチング蓋は、溶融亜鉛メッキ処理とする。
排水桝は,PCコンクリートとし、上面は白御影擬石磨き仕上げとする。
本製品は、（一社）日本公園施設業協会賠償責任保険加入製品とする。
本製品は、ISO9001認証取得企業製品とする。
本製品は、(株)中村製作所製品WD-730D+WM3同等品以上とする。
※水栓器具は、凍結により破損することがあるので、利用地域に適した管理方法（水抜栓の設置等）を実施のこと。

設計変更年月日				佐賀県競馬組合	工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺	1:20	有限会社ＥＮ建築事務所	図番号
	1回	年	月	日					事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750	A-13
	2回	年	月	日	図面名	手洗い場　（参考図）	設計	年　月　日		
	3回	年	月	日						

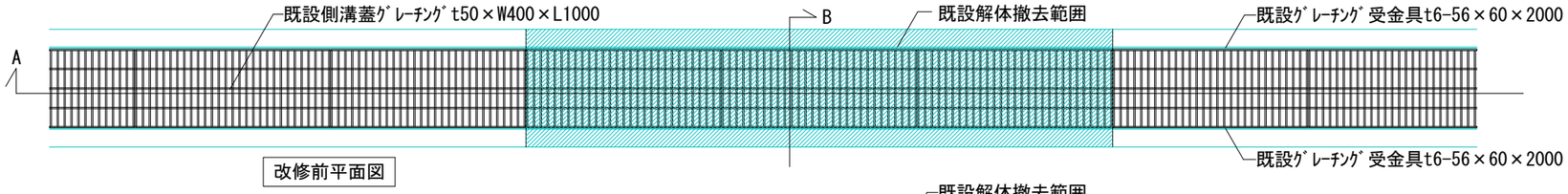

改修前平面図

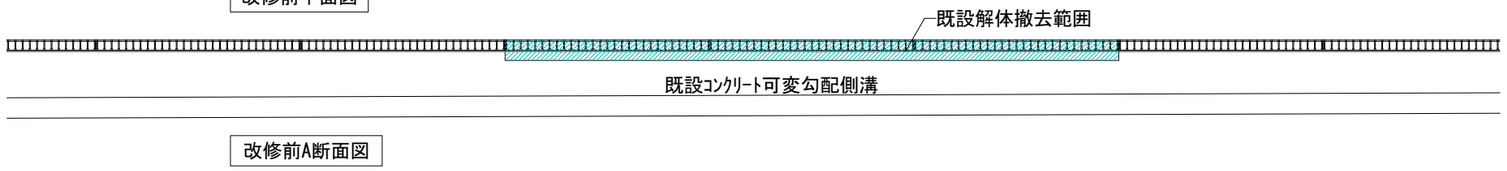

改修前A断面図

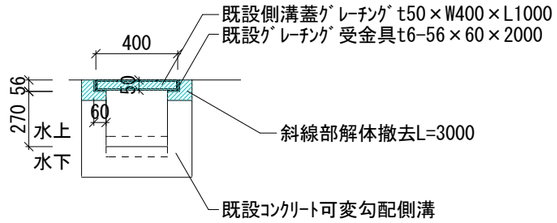

改修前B断面図

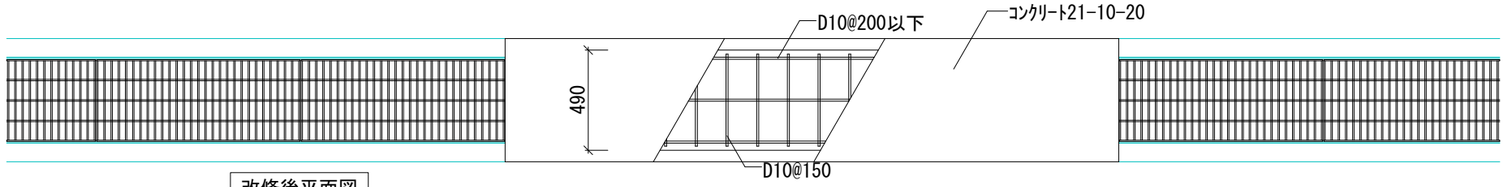

改修後平面図

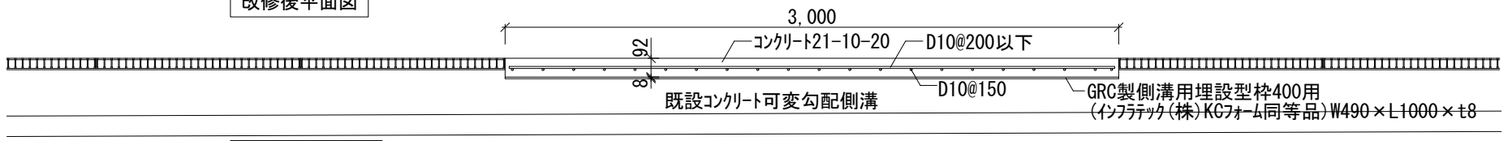

改修後A断面図

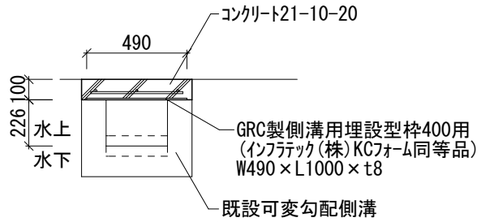

改修後B断面図

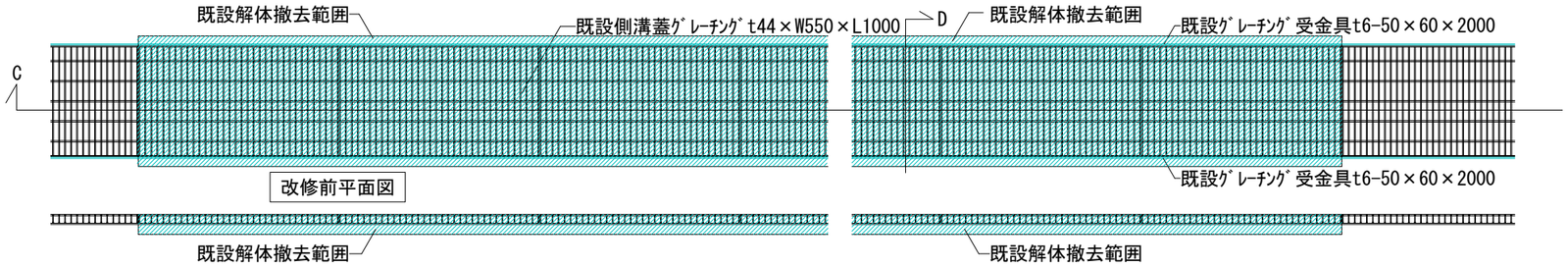

改修前平面図

改修前C断面図

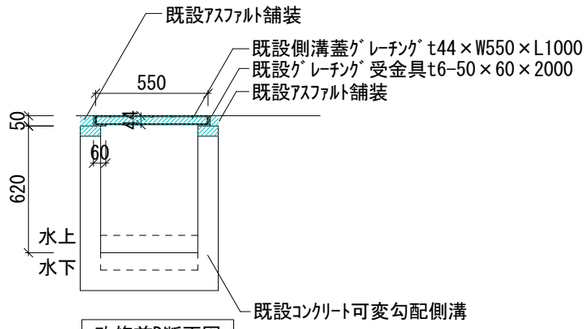

改修前D断面図

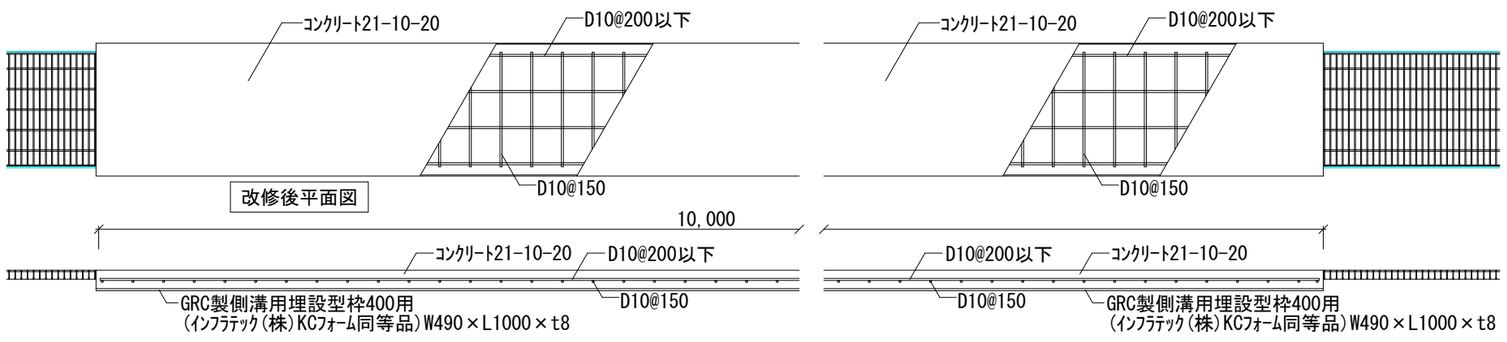

改修後平面図

改修後C断面図

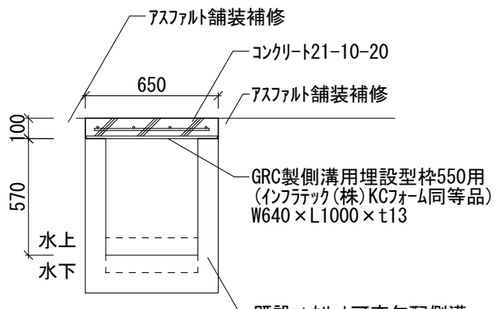

改修後D断面図

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:30	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録 佐賀県知事 第ほ-750
図面名	既設側溝一部暗渠化工事 平面図・断面図	設計 年 月 日	図番号 A-14

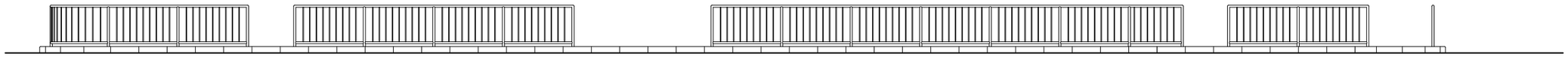

南側スチールフェンス立面図

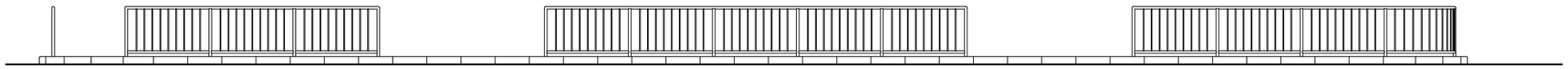

東側スチールフェンス立面図

北側スチールフェンス立面図

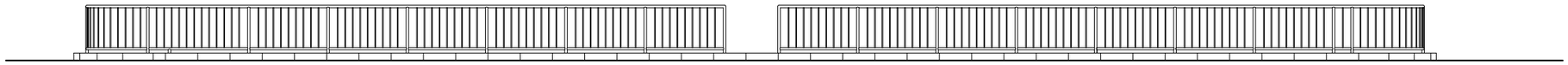

西側スチールフェンス立面図

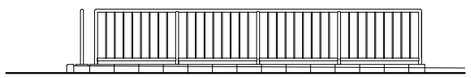

旧ポニー舎西側スチールフェンス立面図

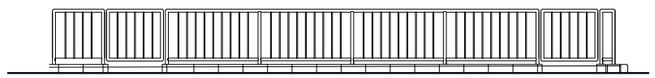

旧ポニー舎南側スチールフェンス立面図

	設計変更年月日					
	1回	年	月	日	佐賀県競馬組合	工事名 児童公園遊具改修工事
	2回	年	月	日		図面名 解体工事　スチールフェンス（参考図） スチールフェンス立面図
	3回	年	月	日		

縮尺 1:100

設計 年 月 日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図番号 A-15

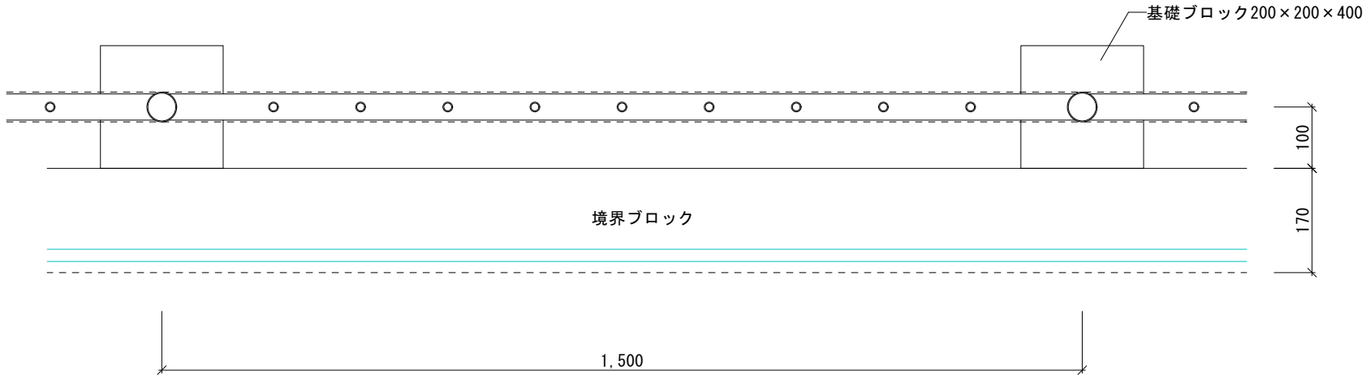

平面図

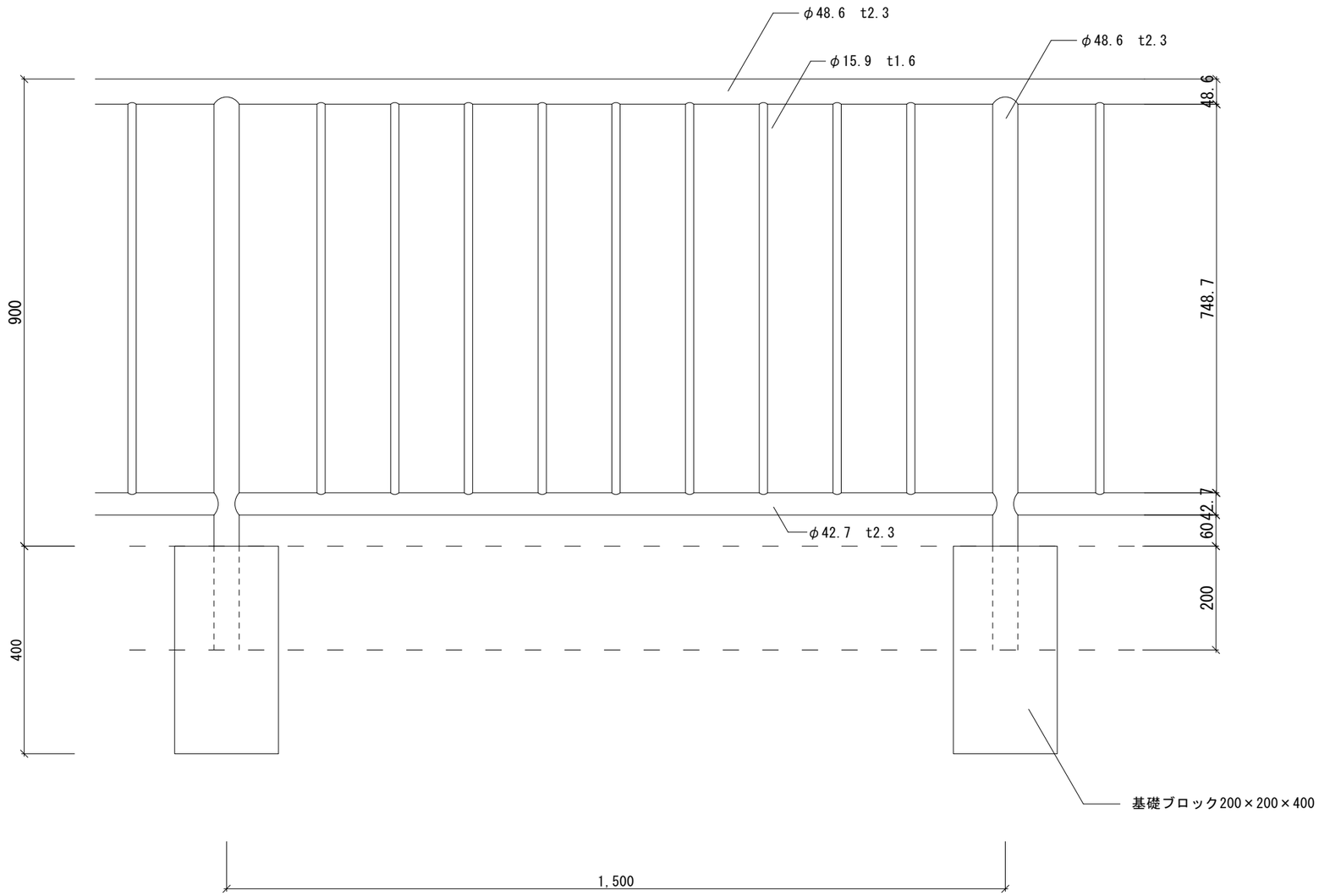

姿図

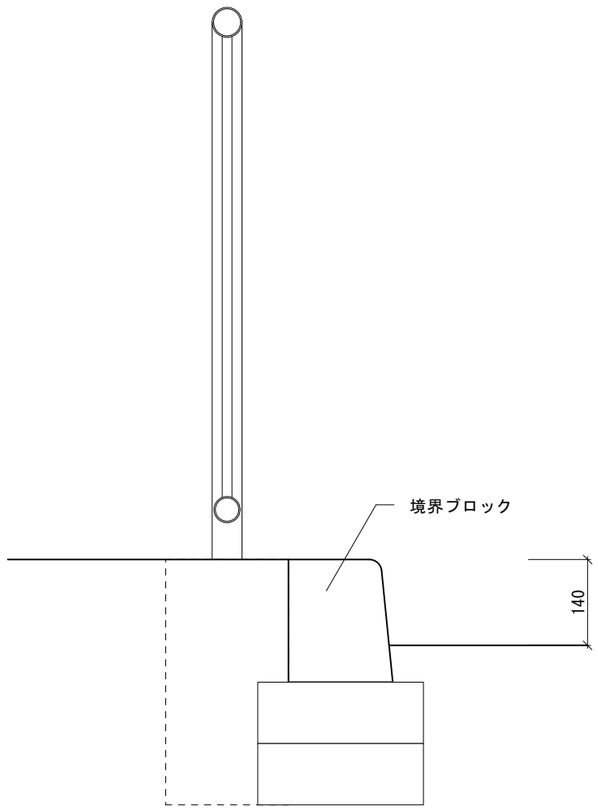

断面図

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:10	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	解体工事　スチールフェンス（参考図） スチールフェンス標準詳細図	設計　年　月　日	

図番号 A-16

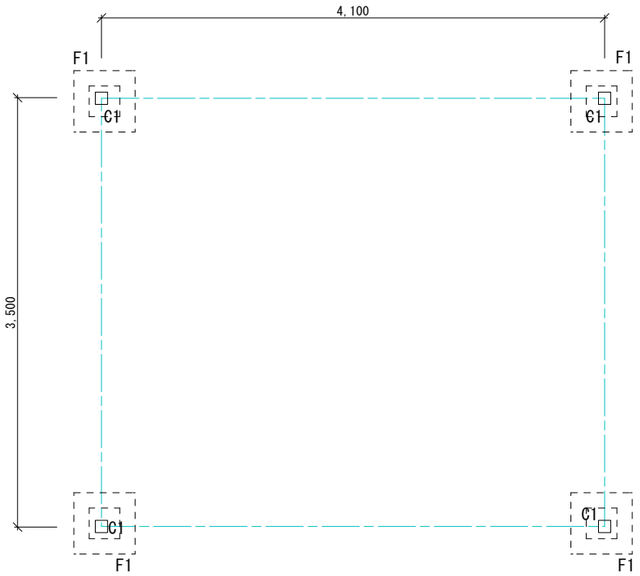

平面図　S=1:50

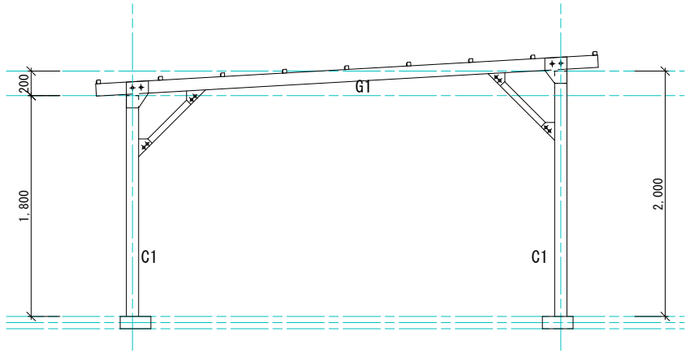

西立面図　S=1:50

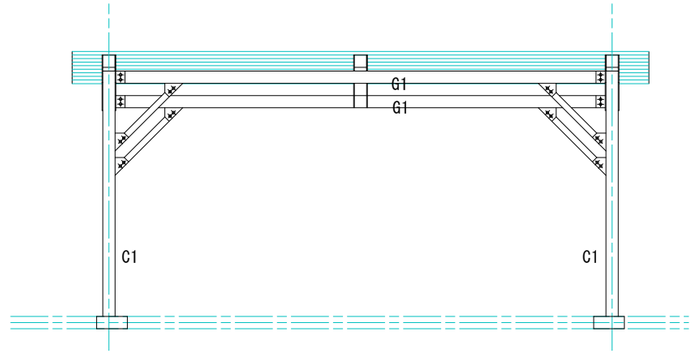

南立面図　S=1:50

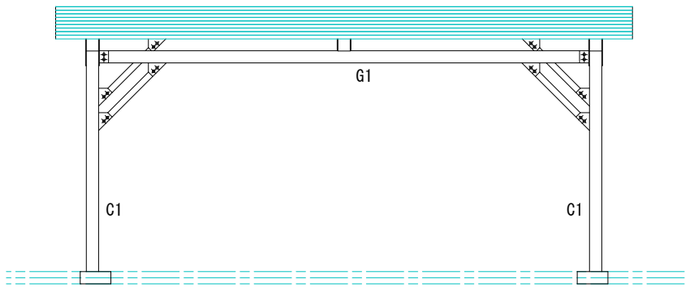

北立面図　S=1:50

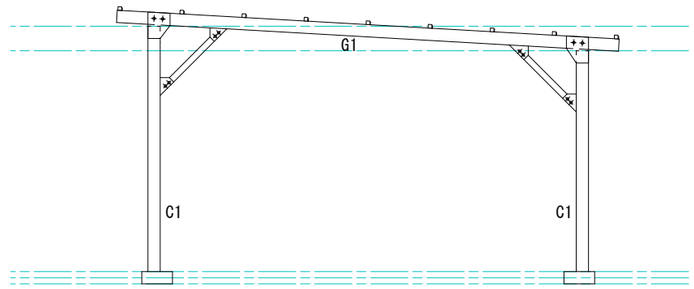

東立面図　S=1:50

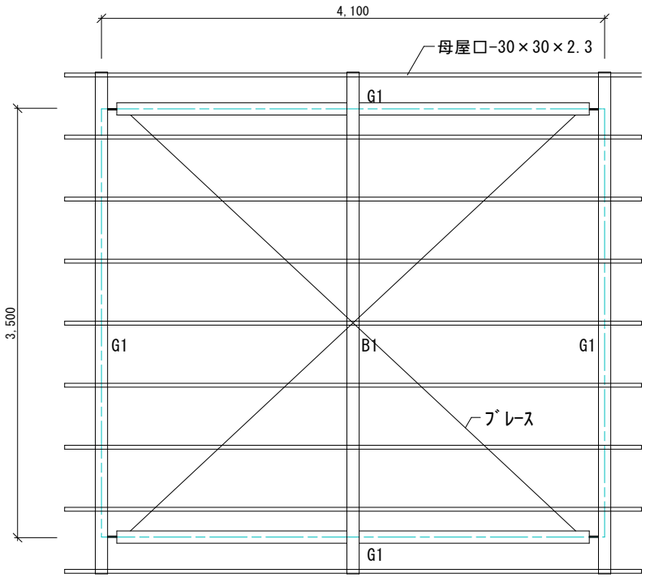

小屋伏図　S=1:50

部材リスト

C1	□-100×100×6
G1	□-100×100×9
B1	□-100×100×9
方杖	L-50×50×6　GPL-4.5
ブレース	M12　GPL-6

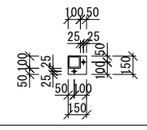

アンカープラン　S=1:50

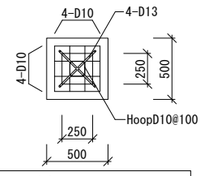

F1詳細図　S=1:50

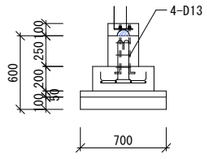

F1断面図　S=1:50

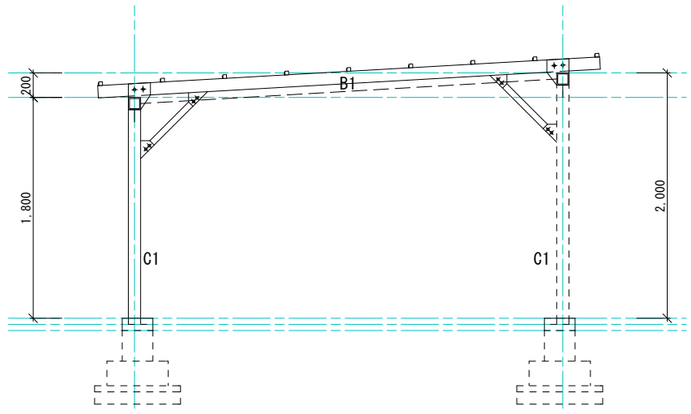

断面図　S=1:50

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名　児童公園遊具改修工事

図面名　解体工事　旧ポニー舎（参考図）
平面・立面・断面・小屋伏・基礎・部材リスト

縮尺　1:50

設計　年　月　日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図番　A-17

構成部材
ｽﾁｰﾙﾊﾟｲﾌﾟ φ27.2　t=1.9
接合金物 30×30×27　t=1.6

平面図

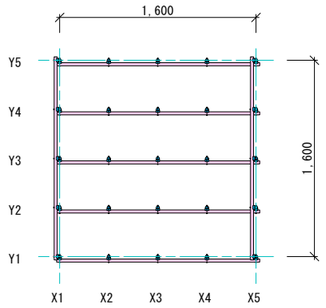

平面図底部

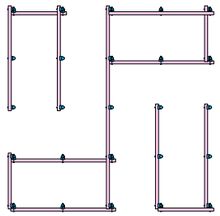

平面図1段目

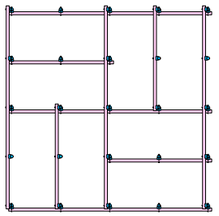

平面図2段目

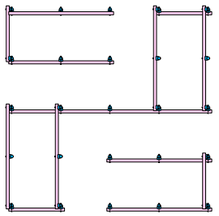

平面図3段目

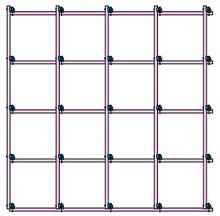

平面図4段目

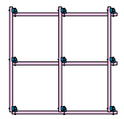

平面図5段目

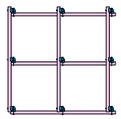

平面図6段目

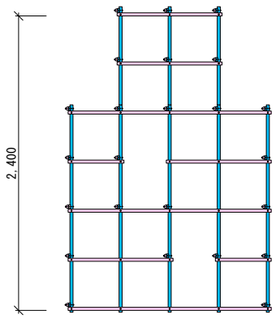

南側立面図

展開図Y通り

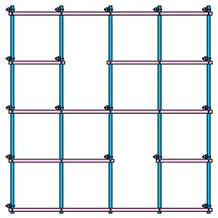

Y1通りX1～X5

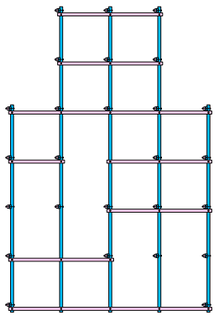

Y2通りX1～X5

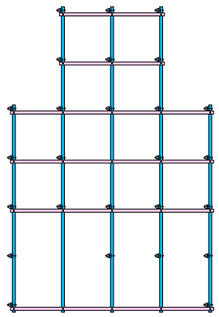

Y3通りX1～X5

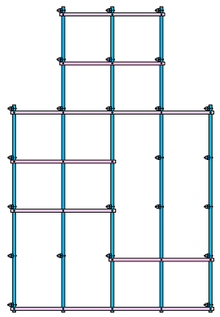

Y4通りX1～X5

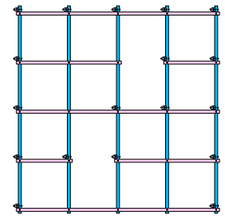

Y5通りX1～X5

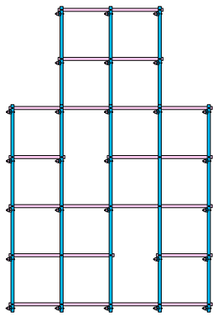

東側立面図

展開図X通り

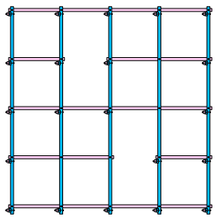

X5通りY1～Y5

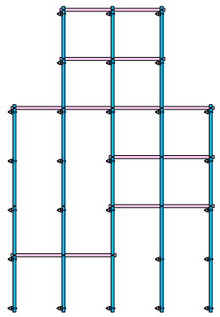

X4通りY1～Y5

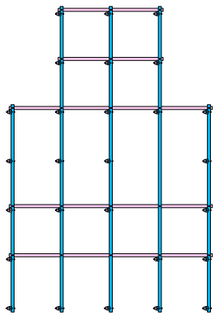

X3通りY1～Y5

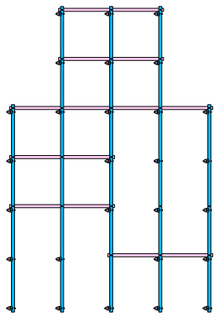

X2通りY1～Y5

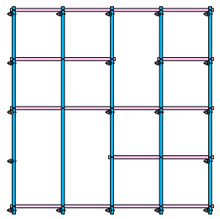

X1通りY1～Y5

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名　児童公園遊具改修工事

図面名　解体工事　ジャングルジム（参考図）
平面・立面・展開図

縮尺　1:50

設計　年　月　日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図書号　A-18

FRP製馬オブジェ（1）

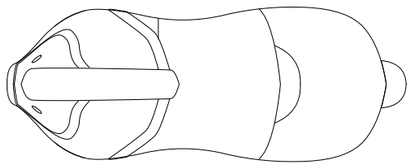

平面図

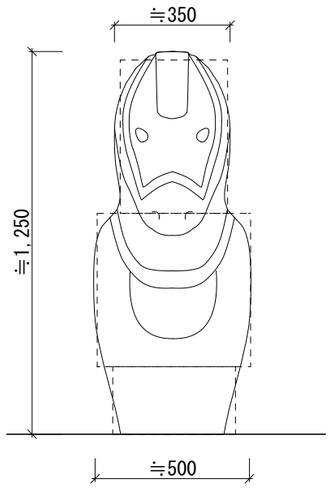

正面図

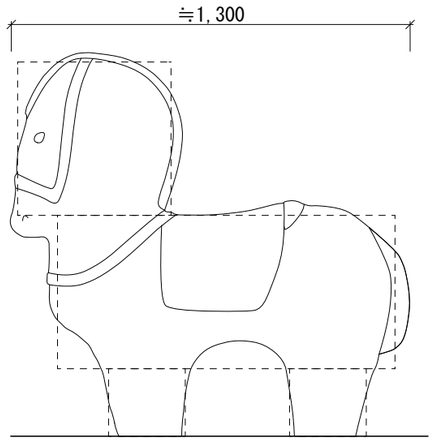

側面図

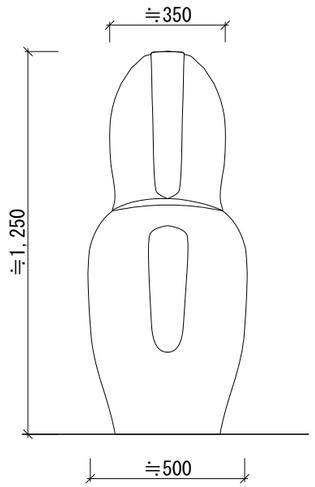

背面図

FRP製馬オブジェ（2）

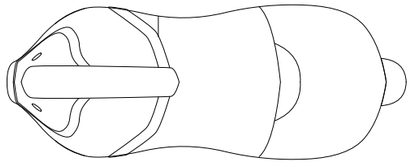

平面図

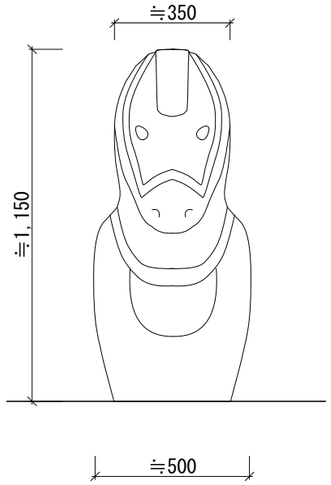

正面図

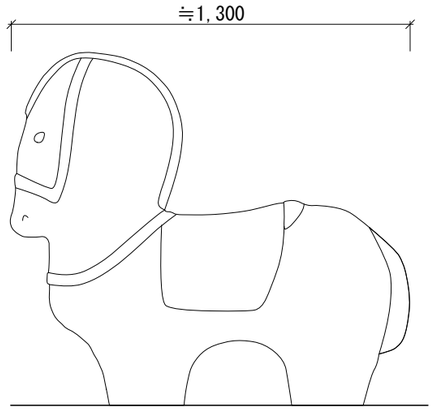

側面図

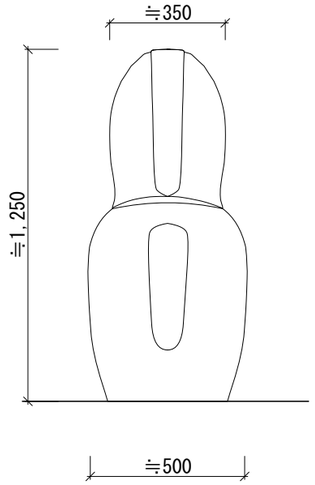

背面図

水飲み場
CB積下地モルタル塗り

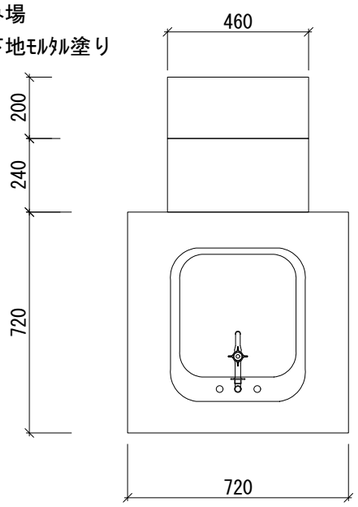

平面図

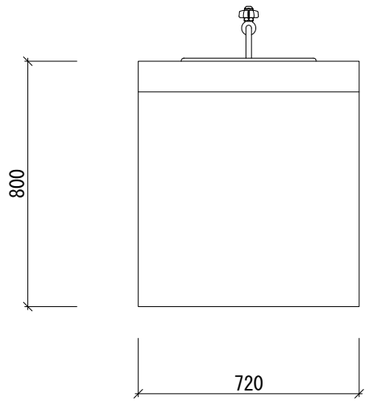

南立面図

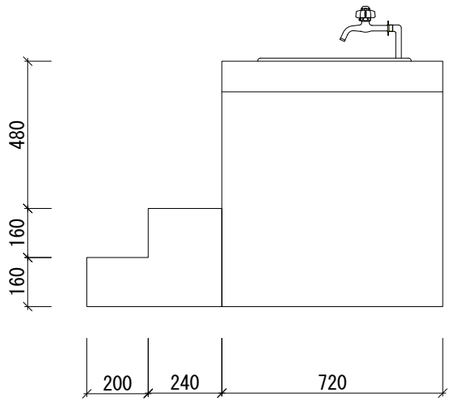

西立面図

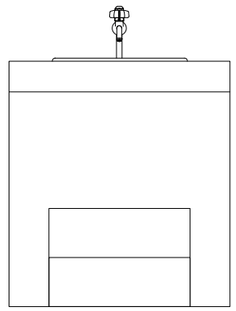

北立面図

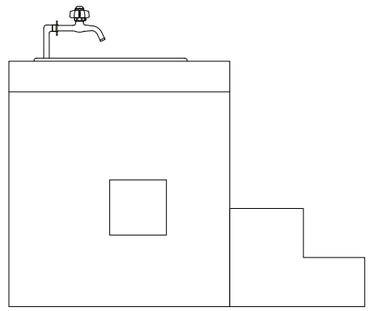

東立面図

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:20	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	解体工事　FRP製馬オブジェ・水飲み場（参考図） FRP製馬オブジェ(1)・(2)、水飲み場	設計　年　月　日	図番号 A-19

平面図

S= 1 : 20

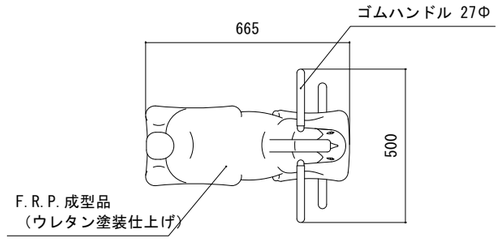

立面図

S= 1 : 20

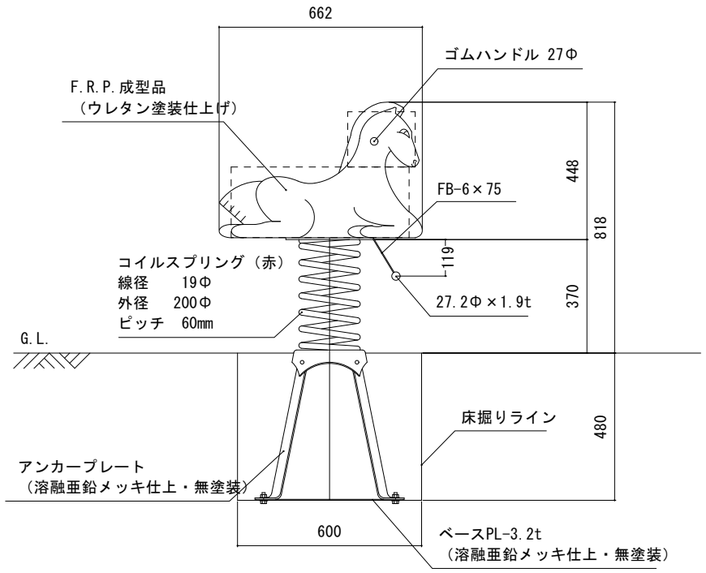

側面図

S= 1 : 20

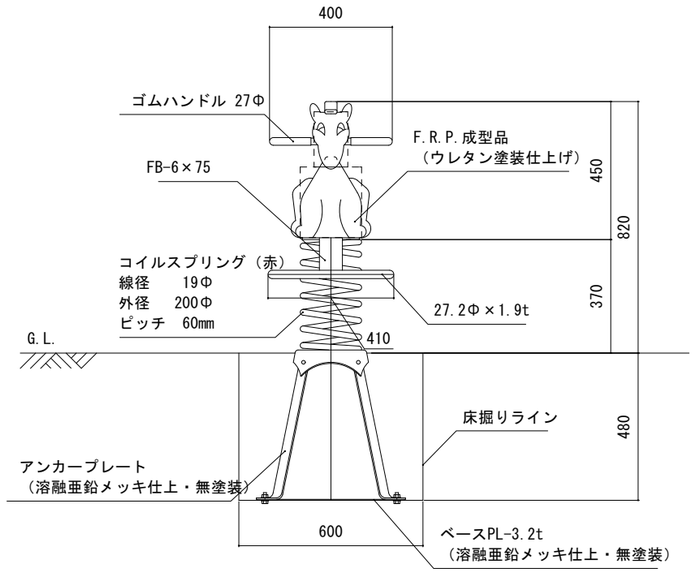

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:20	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	解体工事　スプリングポニー（参考図）	設計　年　月　日	

図番号 A-20

ベンチA　参考図

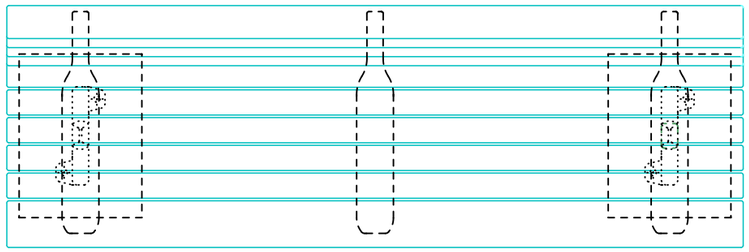

上台　　：合成木材
座受　　：アルミ合金鋳物　合成樹脂塗装
貫　　：φ34アルミ押出形材　アルマイト仕上
　　樹脂エンドキャップ付
クランプ：アルミ合金鋳物　合成樹脂塗装
脚　　：アルミ合金鋳物　合成樹脂塗装

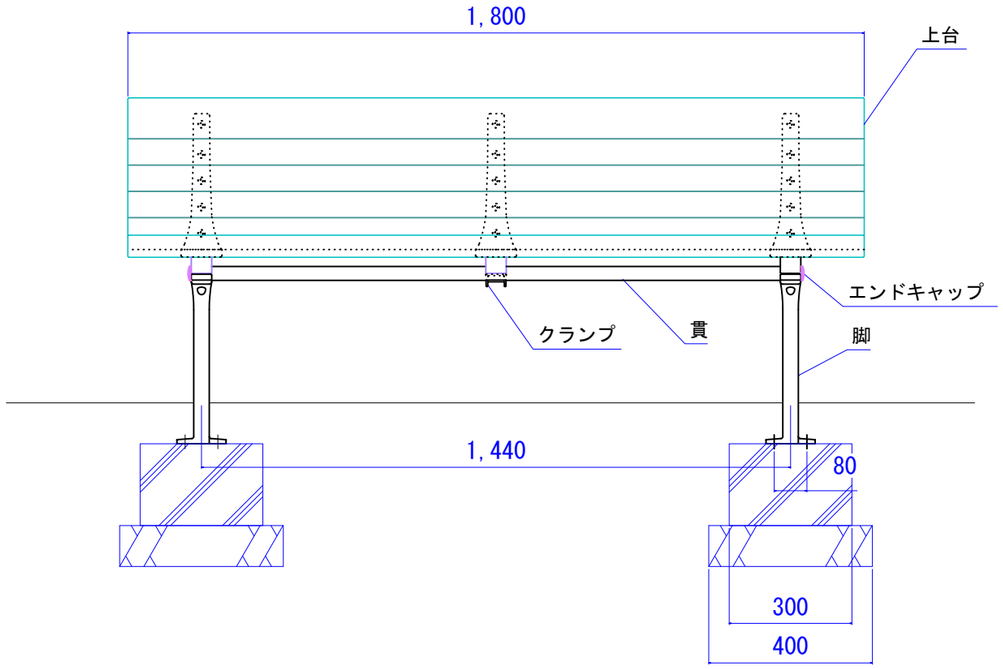

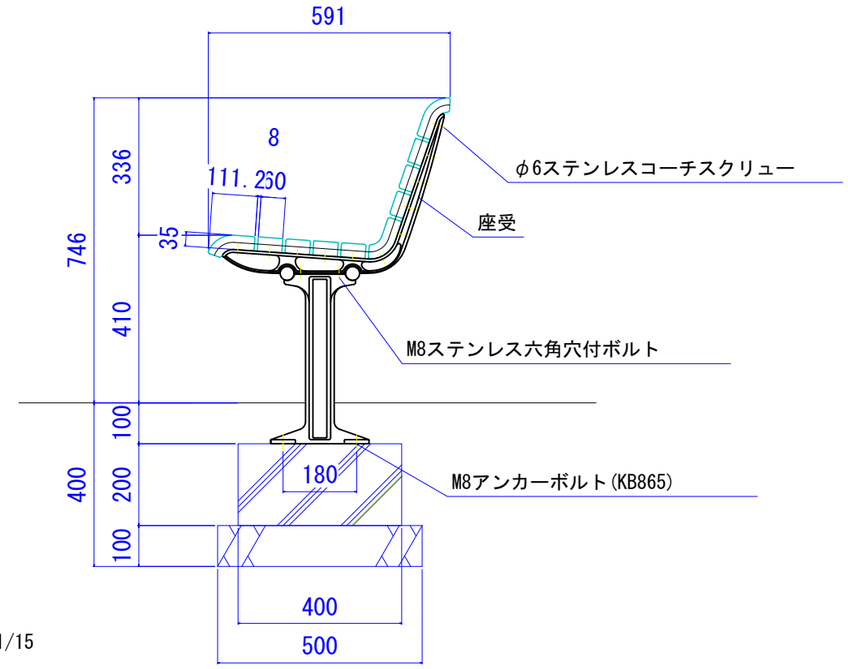

外観図 S=1/15

ベンチB　参考図

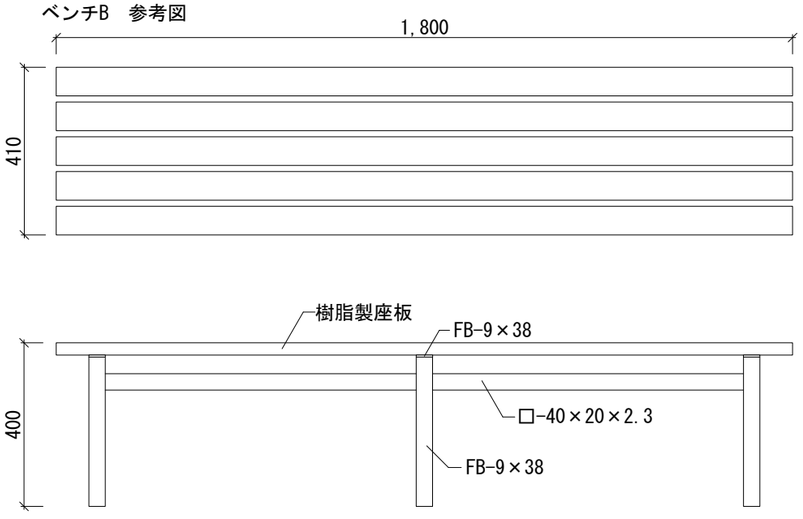

樹脂製座板　70×30　t12
座板受
・脚フレーム　FB-9×38
座板受　ㄩ-44×14×1.6
繋ぎ　□-40×20×2.3

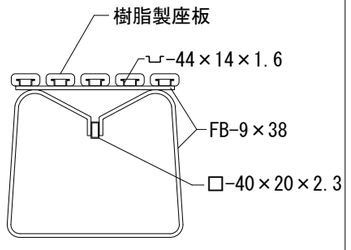

ベンチC　参考図

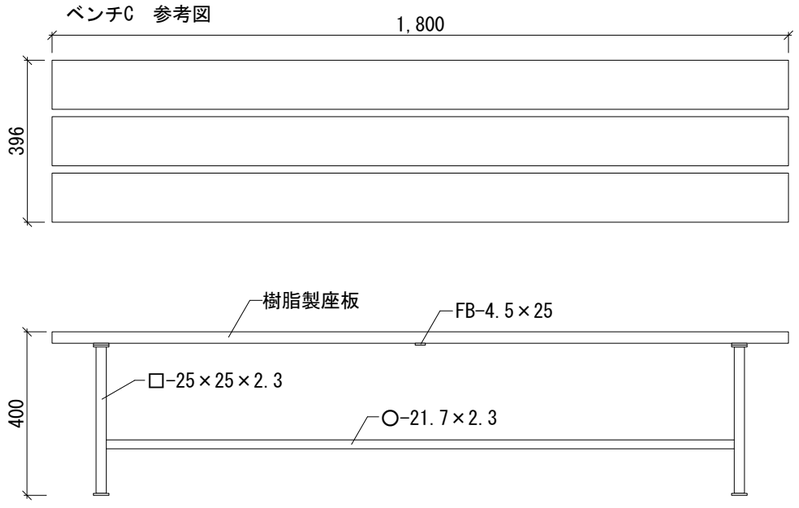

樹脂製座板　コ-120×28　t2
座板受　L-20×20×3
座板受　FB-3×22
座板受　FB-4.5×25
座板受
・脚フレーム　FB-4.5×38
脚フレーム　□-25×25×2.3
脚フレーム　□-25×12×1.6
繋ぎ　○-21.7×2.3

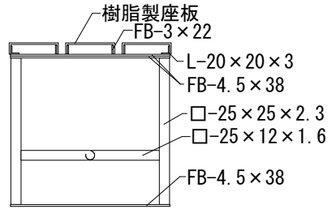

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:15	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	解体工事　ベンチA、B、C（参考図）	設計　年　月　日	図番号 A-21

児童公園遊具改修工事　　　　特記仕様書

I 工事概要

1.工事場所　佐賀県鳥栖市江島町

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(m2)	消防法施行令別表第一区分	備考
児童公園					

3.工事種目及び工事科目(工事種目欄の・に○印の付いたものが対象工事)

施工範囲別 / 工事科目	工事種目 本棟					屋外
⊙電灯設備	改修一式					
・動力設備						
・電熱設備						
・雷保護設備						
・受変電設備						
・電力貯蔵設備						
・発電設備						
・構内情報通信網設備						
・構内交換設備						
・情報表示設備						
・映像・音響設備						
・拡声設備						
・誘導支援設備						
・テレビ共同受信設備						
・監視カメラ設備						
・駐車場管制設備						
・防犯・入退室管理設備						
・自動火災報知設備						
・中央監視制御設備						
・構内配電線路						改修一式
・構内通信線路						
・撤去工事						
・仮設工事						

4.指定部分　・無　・有

5.設備概要

設備方式は・に○印の付いたものを該当項目とする。

設備	項目	内容
電灯設備	1.照明器具	・一般照明　・非常照明（・電源内蔵　・電源別置）
	2.EPS	・有　・無
動力設備	1.設備概要	・空気調和　・暖房　・冷房　・換気　・給排水　・消火　・排煙
雷保護設備	1.受雷部	・突針　・棟上げ導体
受変電設備	1.設備方式	・キュービクル式配電盤　・開放形配電盤
	2.型　式	・屋内型　・屋外型
電力貯蔵設備	1.型　式	・直流電源装置　・UPS装置
発電設備	1.型　式	・原動機（　）・発電機（　）相（　）線式（　）V　定格出力（　）KVA
	1.型　式	・太陽光発電装置　太陽電池アレイ公称出力（　）KVA
	1.型　式	・（　）発電装置　（　）KVA
通信・情報設備	1.構内情報通信網装置	・ネットワーク管理装置　・ファイヤウォール　・リピータ　・ルータ
	2.構内交換装置	・電子交換機　・ボタン電話装置
	3.情報表示装置	・マルチサイン装置　・情報表示装置　・チャイム　・時刻表示装置　・出退表示装置
	4.映像・音響装置	・映像装置　・音響装置
	5.拡声装置	・一般放送用　・非常放送用
	6.誘導支援装置	・音声誘導装置　・インターホン　・呼出し装置
	7.テレビ共同受信装置	・UHF　・BS　・CS　・有線（CATV）
	8.テレビ電波障害防除装置	・有　・無
	9.監視カメラ装置	・カメラ　・ビデオモニタ　・タイムラプスVTR　・デジタルレコーダ
	10.駐車場管制装置	・管制装置　・検知器　・信号灯　・警報灯　・発券機
	11.防犯・入退室管理装置・制御装置	・制御装置
	12.自動火災報知装置	・P型受信機　・R型受信機
	13.自動閉鎖装置	・防火戸用　・防火シャッタ用　・防煙ダンパ用
	14.非常警報装置	・埋込形　・露出形
	15.ガス漏れ火災警報装置	・液化石油ガス用　・都市ガス用
中央監視制御設備	1.方　式	・警報盤　・簡易型監視制御　・監視制御
構内配電線路	1.ふ設方式	・架空線式　・地中埋込式
構内通信線路	1.ふ設方式	・架空線式　・地中埋込式

II 工事仕様書

1 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版)」(以下､「標準仕様書」という｡)及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版)」(以下､「改修標準仕様書」という｡)及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版)」（以下､「標準図」という｡)による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合､機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の工事仕様書は(　/　)図､建築工事の工事仕様書は(　/　)図による。

(3) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合､排出ｶﾞｽ対策型建設 機械を使用するものとする｡なお､排出 ガス対策型建設機械に代えて､認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械に ついても､同等の建設機械とみなすものとする。
※ 排出ｶﾞｽ対策型建設機械とは､指定要項に基づき指定された排出ｶﾞｽ対策型建設機械をいう。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に●印のついたものを適用する。
(2) 特記事項のうち複数の項目から選択する事項は、・ に○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
● 材料・機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）本工事において別表-1に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整理していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
● 環境への配慮	1）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成３１年２月）」による特定調達品目の場合は、判断基準等を満たすものとする。 2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
● 電気工作物の種類	⊙事業用電気工作物　・一般用電気工作物
● 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要　・不要
● 電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
● 工事用電力･水その他	本工事に必要な工事用電力､水､及び官公署その他への諸手続などの費用は､すべて請負業者の負担とする。
● 工事用仮設物	構内につくることが　・できない　・できる
● 監督員事務所	・設ける　（　号）　⊙設けない
○ 仮設備	仮設備項目(･受変電　・発電　・　)　仮設備期間(･図示　・　・　)
● 施工調査	改修標準仕様書によるほか、下記による。 事前調査　(⊙本工事　・別途工事　) 調査項目 (⊙既存資料調査　・　)　調査範囲（・図示　・　） 調査方法（・図示　⊙既存図面調査及び目視調査）　非破壊検査（費用は別途）
● 養生	既存部分の養生は､汚染又は損傷のないよう適切な方法で行う。 養生範囲（　/　）図による。　養生方法（　/　）図による。
○ 足場その他	・別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 ・内部仮設足場等（・　種　・　種） ・外部仮設足場等（・　種　・　種）
● 施工図等の取扱い	工事が完成(指定部分に係わる完成を除く)したときは､本工事で作成する施工図等を監督員に提出する｡ただし、製作図等で原図として提出ができないものは､原図に代わるものとしてよい｡なお､施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は､発注者に移譲するもとする。
● 形状･寸法等	姿図の形状寸法等は､図面表示と多少相違してもよい｡ただし、その場合は､監督員の承諾を受ける。
● 配線本数､管路等	分電盤､制御盤､端子盤等の2次側以降の配管配線経路､配線太さ､配線本数､管径等は､図面と相違しても差しつかえない。ただし､監督員の承諾を受けるものとする。
● 金属製電線管の塗装	露出配管は塗装を行う。　⊙屋外　・屋内（　）
● 屋外の支持金物	屋外の支持金物､ボルト及びナットなどは､溶融亜鉛めっき仕上げ又はSUS製とする。
○ 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 1）設計用水平地震力 機器の重量[KN]に､設計用標準水平震度を乗じたものとする｡なお､特記なき場合､設計用標準水平震度は､次による。 設計用標準水平震度(Ks)

設置場所	機器種別	・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階　屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

・重要機器は次のものを示す。
・受変電機器　・配、分電盤　・発電設備　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・自動火災報知受信機　・中央監視装置　・通信総合盤

2）上層階の定義は次による。
2~6階建の場合は最上階､7~9階建の場合は上層2階､10~12階建の場合は上層3階､13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは、地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。

3）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし､水平地震力と同時に働くものとする。

4）重量1KN以下の軽量な機器の耐震支持については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）に準拠あるいは同等な設計用地震力に耐える方法で設計・施工すること。

項目	特記事項
● 地盤変位への対応	想定沈下量（・小規模　・中規模　・大規模　）
○ はつり	既存のコンクリート床､壁などの貫通部の穴開けは､図面に特記なき場合､原則としてダイアモンドカッターによる。 なお、図面に特記がある場合、走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
● 撤去後の補修	壁付器具､床置器具､天井付器具撤去後の取付けボルト孔､壁面､天井面の変色等は補修は、監督員と協議して行う。
● 電路の保護	図面に特記なき引き下げ又は立ち上げ部分及び露出部分の配線はMM1（Ａ型）にて保護する。貫通部分の配線は、金属管などにて保護する。
○ 照明器具の接地	コードペンダント以外の放電灯器具、LED照明器具及び水気のある場所の白熱灯器具は、接地する。 但し、二重絶縁構造等、接地の省略が可能なものは、監督員との協議による。 （対地電圧が交流150V以下のLED照明器具を乾燥した場所に施設する場合は、監督員と協議し省略することができる。）
● 絶縁抵抗測定	取外し再使用機器及び改修に関わる電路は、性能確認のため絶縁抵抗測定を行う。
○ 接地極	接地極の材料は下表による。なお、設置棒EB（14φ）の長さは1500mm以上とする。

接地の種類	記号	接地極	
共同接地	EA, C, D	EP-0.9（900×900×1.5t）	1枚以上
		EB　(14φ、L=1500)	2本以上
A種接地	EA	EB　(14φ、L=1500)	6本以上
B種接地	EB	EB　(14φ、L=1500)	2本以上
C種接地	EC	EB　(14φ、L=1500)	6本以上
D種接地	ED	EB　(14φ、L=1500)	1本以上
高圧避雷器	ELH	EB　(14φ、L=1500)	6本以上
雷保護用	ELA	EP-0.6（600×600×1.5t）	2枚以上
構内交換機用	Et	EP-0.9（900×900×1.5t）	1枚以上
		EB　(14φ、L=1500)	2本以上
電話引込口の保安器用	ELt	EB　(14φ、L=1500)	1本以上
通信用	EAt	EB　(14φ、L=1500)	6本以上
通信用	EDt	EB　(14φ、L=1500)	1本以上
測定用	E0	EB　(14φ、L=1500)	1本以上

※接地極は、上記を標準施工とし、抵抗値が基準値を満たさない場合や標準施工本数以下で基準値を満たした場合は、監督員と協議すること。

○ インバータ装置の規約効率

三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

【備考】(1) 規約効率は、JEM-TR 245 「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS C 4212 「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

項目	特記事項
○ 呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には１．２ｍｍ以上のビニル被覆鉄線を挿入し、行先表示を行う。
○ 盤類の塗装	・盤類キャビネットの塗装は、指定色仕上げとする。
● 特定建設資材の処理	本工事は「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律１０４号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。 分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 1）再資源化等が完了した年月日 2）再生資源化等をした施設の名称及び住所 3）再生資源化等に要した費用

分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・新築	建築設備工事	・手作業
・増築	・あり	・手作業、機械作業併用
・改修		

特定建設資材廃棄物の種類と再生資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再生資源化等をする施設の名称	所在地
・コンクリート		
・コンクリート及び鉄から成る建設資材		
・木材		
⊙アスファルト・コンクリート		

再生資源利用計画書及び実施書は、建設副産物情報交換システム（コブリス）にて作成し提出すること。

項目	特記事項
● 発生材の処理等	発生材一時保管、集積場所構内に（・有　・無） ・引渡しを要するもの　（・金属類　・電線、ケーブル　・　） ・特別管理産業廃棄物　（・ＰＣＢ　使用機器　・　） ・PCB使用機器の有無については、調査を行い結果を監督員に報告する。 ・PCB使用機器の取り扱いについては、監督員の指示を受ける。 ・発生資源利用物　（・ランプ類　・電線、ケーブル類　） ・引渡しを要するもの及び再生資源化を図るもに以外は、構外適切搬出処理とする。
● 残土処理	・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし。・構内指定場所へのたい積。⊙構外搬出（約　ｋｍ）
● 地中埋設標	電力用　⊙鉄製　・コンクリート製　・樹脂製 通信用　・鉄製　・コンクリート製　・樹脂製
● 標識シート	低圧地中幹線路及び通信地中幹線路にも設ける。
○ 外灯ポール	外灯ポールは、亜鉛付着量３５０ｇ／ｍ（JIS H8641「溶融亜鉛めっき」に規定するＨＤＺ３５以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。（エッチングプライマー、指定色仕上）
● 線名札	幹線に取付る線名札には、施工年月及び施工業者名を記入する。
○ ハンドホール内のケーブル余長	建物直近のハンドホールでは、内部でケーブル１巻分の余長を取ること。

○ 機器の標準取付高さは、図面に特記がない場合は、下表による。

	名称	測点	取付高(mm)		名称	測点	取付高(mm)
電力	取付用計器	地上~窓中心	1,500	表示	表示器	床上~中心	天井高×0.9
	引込開閉器	床上~中心	1,500		据付発信器	床上~中心	1,300
	分電盤、OA盤	床上~中心	1,500		ベル・ブザー・チャイム	床上~中心	1,500~2,300
	制御盤、実験盤		(上端1,900以下)		壁付押ボタン	床上~中心	1,300
	開閉器箱	床上~中心	1,500	インターホン	インターホン	床上~中心	1,300
	電磁開閉器用押ボタン	床上~中心	1,300		外部受付用	床上~中心	標準図による
	接地極埋設標	地上~中心	600		壁付位置ボックス（一般）	床上~中心	300~400
	給油ボックス	地上~給油口	1,000		多目的トイレ（親機）	床上~中心	1,300~1,500
電灯	スイッチ	床上~中心	1,300		多目的トイレ（子機）	床上~中心	1,100~1,500
	多機能トイレスイッチ	床上~中心	1,100		多目的トイレ（呼出ボタン）	床上~中心	900
	コンセント（一般）	床上~中心	300		多目的トイレ復帰ボタン	床上~中心	1,800
	コンセント（換気扇）	床上~中心	1,600~2,100		多目的トイレ表示灯	床上~中心	2,000
	コンセント（便所）	床上~中心	500		多目的トイレ（親・子）	床上~中心	1,100~1,500
	コンセント（エアコン）	天井下~上端	200~300	テレビ共同受信	直列ユニット（一般）	床上~中心	300
	コンセント（台上）	台上~中心	150		直列ユニット（和室）	床上~中心	150
	コンセント（車庫）	床上~中心	800		機器収容箱	床上~中心	1,800
	コンセント（車椅子）	天井下~上端	900		テレビ端子	床上~中心	150~400
	ブラケット（出入口）	床上~中心	1,500~2,000		直列ユニット（台上）	台上~中心	150
	ブラケット（浴室）	床上~中心	1,500~2,000	自動火災報知設備	機器収容箱	床上~中心	800~1,500
	ブラケット（踊場）	床上~中心	2,500		発信機	床上~中心	800~1,500
	ブラケット（一般）	床上~中心	2,100		火報受信機（複合盤）	床上~操作部	800~1,500
	ブラケット（鏡上）	鏡上端~中心	150		副受信機	床上~中心	1,500
	避難口誘導灯	床上~下端	1,500以上		警報ベル	床上~上端	天井高×0.9
	廊下通路誘導灯	床上~上端	1,000以下		表示灯	床上~中心	天井高×0.8
動力	手元開閉器	床上~中心	1,500		連動制御器（自動閉鎖）	床上~中心	1,500
	操作スイッチ	床上~中心	1,300		ガス漏れ検知器（LPガス）	床上~上端	300
	警報盤	床上~中心	1,800		ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面~中心	天井面-200
構内交換	端子盤（室内）	床下~上端	300	端子箱	接地用	床上~中心	500
	集合保安器箱	天井下~上端	200		雷保護接地用	床上~下端	800
	電話用アウトレット	床上~中心	150~400		端子盤（EPS・電気室）	床上~中心	1,500
	電話用アウトレット(台上)	台上~中心	150				
電気時計・拡声	壁掛形親時計	床上~中心	1,500				
	子時計	床上~中心	天井高×0.9				
	壁掛形スピーカ	床上~中心	天井高×0.9				
	壁付アッテネータ	床上~中心	1,300				
	時報子時計	床上~中心	2,300				

(備考)（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は、天井高が2500~3000mmの場合に適用する。
取付高については、事前に監督員と協議する。

他工事との工事区分表

工事内容				機械工事	電気工事	建築工事
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内			
			屋内			
			屋上			
		テレビアンテナ基礎				
		避雷針の基礎				
		特記した基礎				
	機械関係	屋内設備				
		屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)				
		屋外設備(　〃　)				
		架台・ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ				
		特記した基礎				
開口部	梁、床、壁 貫通スリーブ	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	梁、床、壁 貫通部型枠	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	軽量鉄骨下地、壁・天井ﾎﾞｰﾄﾞ類の切込	補強を要するもの				
		補強を要しないもの（アウトレットボックスは除く）				
	埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	上記開口部の墨出し					
	上記開口部の補強					
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）					
	OA フロアー配線器具用					
点検口	床、壁、天井				○	
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む					
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤、タンク基礎					
床下水槽のマンホールふた						
ガス漏れ検知器						
消火栓組込み機器収納箱内配線整理用端子板						
湯沸室の排気フード						
換気扇	本体					
	取付枠					
流し台	本体（排水トラップ共）					
	水栓					
浴槽						
身障者用便所手摺り						
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）					○
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				○	
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線					
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線					
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配線					
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配管					
	機器と付属操作スイッチ					
	機器と付属操作スイッチの埋込ボックス					
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパー及び排煙口に至る配管配線					
	小便器用節水装置制御盤以降の配管配線					
	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部への電源供給					
	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ					
	防火扉レリーズ					
	電極棒					
	配線ピット及びふた					
	別途機器などへの接続					
システム天井	ボード・Tバー					
	照明ライン設備プレート					
	空調ライン設備プレート					
電子錠	電気錠及び通電金具					
	テンキー及び制御盤					
浄化槽	杭工事					
	土工事					
	基礎工事					
	電気工事					
水道リモートメーターの配線						
水道リモートメーターの配線の結線と調査						

○ 設備機材等指定表

品目	機材等	適用
電線ケーブル 同付属品	耐火ケーブル	耐火・耐熱電線認定業務委員会（（社）日本電線工業会）の認定を受けている旨（ＪＣＭＡマーク）の表示をしたもの
	耐熱ケーブル	
防災用照明器具	非常用照明器具	（財）日本建築センターの性能評定マークが貼付されているもの
	誘導灯器具	誘導灯認定委員会の評定証票されているもの
直流電源装置（建築基準法及び消防法に使用する別置用）	蓄電池	蓄電池設備協会認定委員会（（社）日本蓄電池工業会）の認定票が貼付されたもの。
自家発電装置（付属する配電盤及び電源装置を含む）	自家発電装置	（社）日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの
非常放送	増幅器	非常放送設備委員会（(社)日本電子機械工業会）の基準適合ラベルが貼付されたもの
	操作装置	
	遠隔操作盤	
	非常電話親機、子機	
火災報知装置	受信機	消防法に適合した旨の表示があるもの
	発信機	
	感知機	
自動閉鎖装置	連動制御器（P形）	（財）日本建築センターの性能評定マークが貼付されているもの
	自動閉鎖装置	
	非常ベル	
非常警報装置	表示灯	非常警報設備認定業務委員会（(社)日本火災報知機工業会）の認定証票が貼付されたもの
	起動装置	
	操作装置	
	一体形及び複合装置	
ガス漏れ警報装置	受信機	高圧ガス保安協会の検定合格証票又は（財）日本ガス機器検査協会の合格証票が貼付されたもの
	中継器	
	検知器	
電話交換装置	交換機	（財）電気通信端末機器審査員会の認定を受けている旨の表示をし たもの
	局線中継台	
	電源装置	
	ボタン電話装置	

○別表-1

品目	機材等	適用
照明器具	蛍光灯器具(防爆･防災器具を除く)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の｢建築材料･設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」及び日本配線器具工業会住宅用分電盤認定制度に基づく認定品として、認定証票が貼付されたもの
盤類	分電盤（実験盤を含む）	
	制御盤	
高圧機器	キュービクル式配電盤	
	高圧交流遮断機	
	高低圧変圧器	
	高圧進相コンデンサ	
	高圧限流ヒューズ	
	高圧負荷開閉器（過電流ロック形高圧交流）	
	ガス開閉器（地中線用）を除く）	
交流無停電電源装置（UPS）（容量300ｋVA以下）		
太陽光発電装置	パワーコンディショナー及び系統連携制御盤	
監視カメラ装置		
中央監視制御装置	監視制御装置	

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名　児童公園遊具改修工事

図面名　電気設備　特記仕様書

縮尺　N.S

設計　年　月　日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図番号　E-01

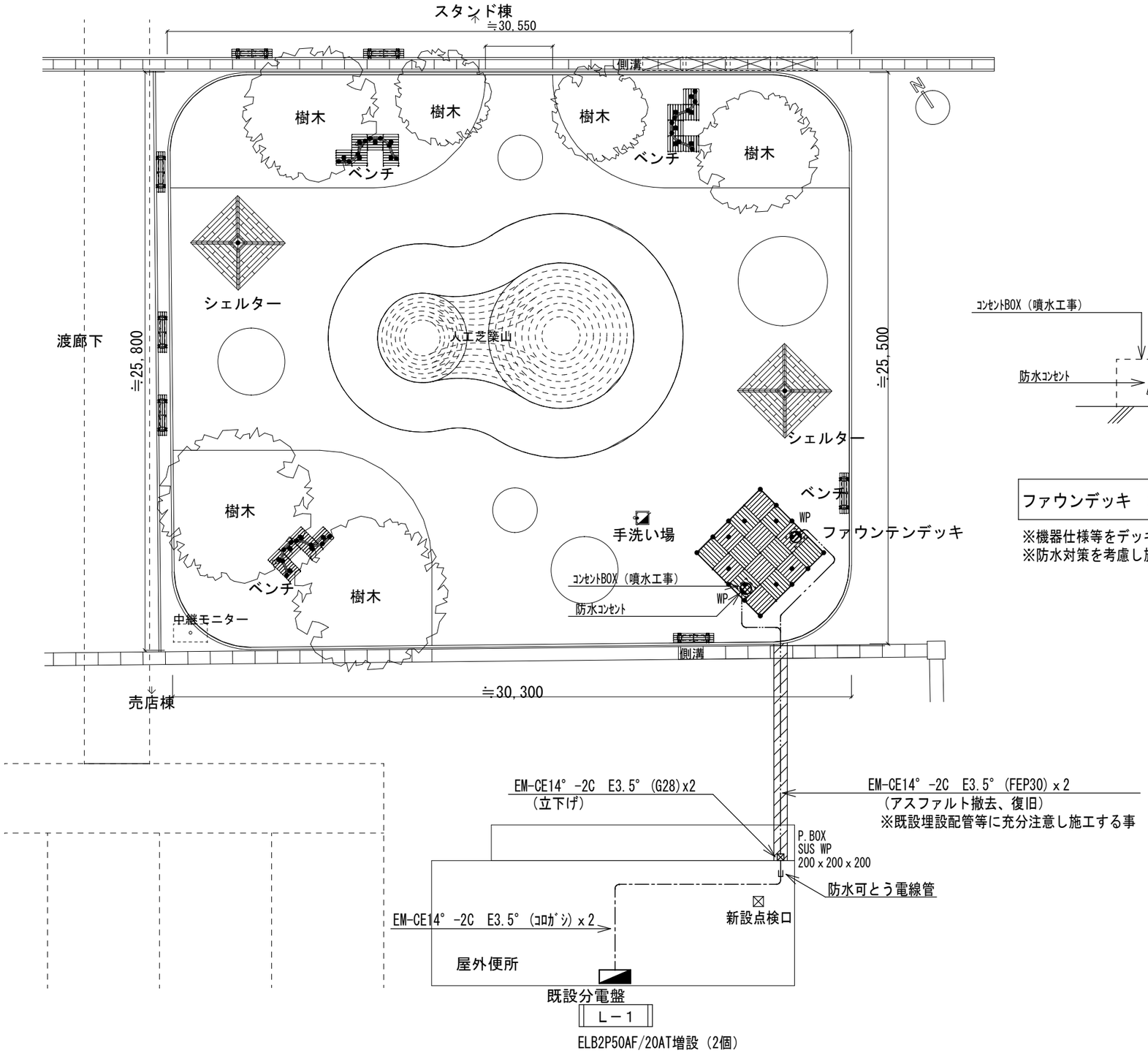

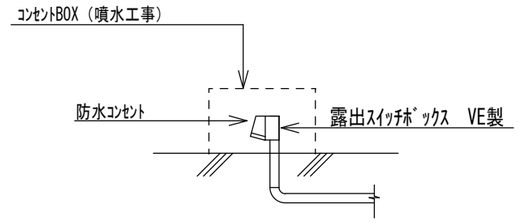

ファウンデッキ　コンセント部詳細参考図

※機器仕様等をデッキメーカーへ確認協議し施工する事。
※防水対策を考慮し施工する事。

	設計変更年月日					
	1回	年	月	日		
	2回	年	月	日		
	3回	年	月	日		

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 1:200	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	電気設備図	設計　年　月　日	図番号 E-02

児童公園遊具改修工事（機械設備工事）　　工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1　工事場所　：　佐賀県鳥栖市

2　建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
佐賀競馬場内公園	―	―	―	―	

3　工事種目及び工事科目（○印の付いたものが対象工事）

建物別及び屋外 ＼ 工事項目	工事種目 屋内				屋外
・空気調和設備	―式	―式	―式	―式	―式
・換気設備	―式	―式	―式	―式	―式
・排煙設備	―式	―式	―式	―式	―式
・自動制御設備	―式	―式	―式	―式	―式
・衛生器具設備	―式	―式	―式	―式	―式
・給水設備	―式	―式	―式	―式	改修　―式
・排水設備	―式	―式	―式	―式	改修　―式
・給湯設備	―式	―式	―式	―式	―式
・消火設備	―式	―式	―式	―式	―式
・厨房機器設備	―式	―式	―式	―式	―式
・ガス設備	―式	―式	―式	―式	―式
・浄化槽設備	―式	―式	―式	―式	―式
・撤去工事（改修）	―式	―式	―式	―式	改修　―式

4　指定区分　●無　　・有　（　工期：平成　　年　　月　　日　）
（一部完成）　　（対象部分：　　）

5　設備概要

設備概要（本工事における工事項目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。　○印のものが該当する）

方式及び種別	設備概要
空調方式	・空気調和　・単一ダクト方式　・全空気方式
主要熱源機器	・小型吸収冷温水機ユニット　・直だき吸収冷温水機　・空冷ヒートポンプユニット
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水方式	○高置タンク方式　・水道直結方式　・ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（　・分流式　・合流式（　　系統）） ポンプ排水　・有（　・汚物　・雑排水　・放流　・湯水　）　●無 建物外　放流先 (1) 汚　水　・直放流下水管　・浄化槽 (2) 雑排水　・直放流下水管　・浄化槽　・水路　○側溝
消火設備の種類	・屋内消火栓設備　・スプリンクラー設備　・泡消火設備 ・連結散水設備　・連結送水管設備　・不活性ガス消火設備（・　　） ・屋外消火栓設備　・パッケージ型消火設備　・粉末消火設備
ガスの種類	・都市ガス（種別：１３Ａ、　発熱量：４５　MJ/m3、　供給事業者：佐賀ガス　） ・液化石油ガス

（6　改修内容（改修工事のみ））

・競馬場公園内遊具改修工事に伴い、給排水設備の改修を行う。

Ⅱ．工事仕様

1　共通仕様

1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準図」という。）による。

2)電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。
なお、電気設備工事の工事仕様は（　／　）図、建築工事の工事仕様は（　／　）図による。

2　特記仕様

章は●印の付いたもの、項目は●印の付いたものを適用し、特記事項のうち選択する事項は、・に○印のものを適用する。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	●材料・機材の品質等	1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2）図面に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整理していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
	●環境への配慮	1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝剤、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	○電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要　　・不要
	○技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（ダクト製作および取付け） ・熱絶縁施工（保温工事）　・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付及び整備）

○監督職員事務所　・設けない
・設ける　・既存の建物内の一部を使用する　・構内に設置する（・10　・20 ）㎡程度

○足場その他　・別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置とする。
・内部仮設足場等（　・　　種　・　　種）
・外部仮設足場等（　・　　種　・　　種）
・電気設備工事　・建築工事　で設置する。

○工事用仮設物　構内につくることが（　・できる　・できない）

●工事用電力水その他　本工事に必要な工事用電力、水、及び官公署その他への諸手続などの費用は、すべて請負業者の負担とする。

●埋戻し土・盛土　○根切り土の中の良質土
・山砂の類　・土工事要領図参照

○機材の承諾図　機械設備工事機材承諾図様式集（令和元年版）によるほか、監督職員の指示による。

○総合試運転調整　・本工事　・別途
調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）
・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定　・騒音の測定
・飲料水の水質測定　・室内気流及びじんあいの測定

○電動機　換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく、特記のない電動機の保護規格は製造者規格による
標準品としてよい。

○容量等の表示　1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

○耐震措置　耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。
（1）機器の据付及び取付け
設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に地域係数及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用水平震度

設置場所	機器種別	耐震安全性の分類 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】　（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。
・給水装置　・排水装置　・換気機器　・空調機器　・熱源機器　・防災設備
・監視制御設備　・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備　・避難経路上に設置する機器
2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

●地中埋設標等　（1）地中埋設標　・要（図示の箇所）　・不要
（2）埋設標示用テープ　●要（排水管を除く）　・不要

○保温　・共同溝内保温は、標準仕様書第2編の施工箇所（　　）を適用する。
・多湿箇所（天井内共）は下記の場所による。
・浴室（ユニットは除く）　・脱衣室　・厨房（天井内は除く）　・シャワー室
下記の配管、ダクトは塗装を行う。
・屋外露出（　　）
・屋内露出（　　）

○塗装

○電線類　電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。

○天井仕上区分　（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

●施工調査　事前調査　●本工事　・　別途
調査項目　●各該当設備項目
調査範囲　・　図示　●該当公園廻り
調査方法　・　図示　●目視
はつり作業及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督員職員に報告する。
既存配管を含む部分の試験

●試験　○不要　・要（方法及び圧力：　　）

●他工事又は他工種との取り合い　図面に特記なき場合は、工事区分表による。
ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

○配管　（1）ステンレス鋼管の接合は、下記による。
・呼び径 60Su 以下（SAS 322を満足した継手　　）
（2）溶接部の非破壊検査　・不要　・要（検査の種類：　　抜取率　　%）

○建設発生土の処理　・構内敷きならし　・構内指定場所へのたい積　・構外搬出　・再流用を図る

分類	受け入れ場所	搬出距離
建設発生土		KM

上記に示す受け入れ場所・搬出距離は参考であり、実施にあたっては監督員と協議のうえ決定する。

○特定建設資材等の処理　本工事は「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律１０４号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。
ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。
分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。
1）再資源化等が完了した年月日
2）再生資源化等をした施設の名称及び住所
3）再生資源化等に要した費用
分別解体の方法

工程	作業内容	分解解体の方法
・建築設備・内装等	建築設備・内装材の取り外し（・有　・無　）	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
・その他（　　）	その他の取り壊し（・有　・無　）	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

特定建設資材廃棄物の種類と再生資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再生資源化等をする施設の名称	所在地
・コンクリート		
・コンクリート及鉄から成る建設資材		
・木材		
・アスファルト・コンクリート		

再生資源利用計画及び実施書は、建設副産物情報交換システム(コブリス)にて作成し提出する事。

○空気調和設備

○設計温湿度

	外気 温度(DB)	外気 湿度(RH)	屋内 一般系統 温度(DB)	屋内 一般系統 湿度(RH)	屋内 温度(DB)	屋内 湿度(RH)	屋内 温度(DB)	屋内 湿度(RH)
夏期	35.6 ℃	51.4 %	26.0 ℃	50 %	℃	%	℃	%
冬期	0.3 ℃	71.6 %	22.0 ℃	40 %	℃	%	℃	%

○鋼板製煙道　（1）はいじん量測定口、伸縮継手及び排除口の位置は図示による。
（2）鋼板厚（・3.2mm　・4.5mm）
・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）・アングルフランジ工法）とする。
・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。

○ダクト

○スパイラルダクト　図面に特記なき場合は低圧とする。

○風量測定口　取り付け箇所は図示による。

○チャンバー　（1）内張りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内張りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

○ダンパー　（1）防煙ダンパー　復帰方式（・遠隔　・　　）定格入力はDC24V以下とする。
（2）ピストンダンパー　復帰方式（・遠隔　・　　）

○配管材料　（1）冷温水管　・凡例による　・
（2）冷却水管　・凡例による　・
（3）油管　・凡例による　・
（4）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　・凡例による　・
（5）空調用排水管　・凡例による　・
（6）冷媒管　・凡例による　・

○弁類　・図示による。（図面に特記の無き場合の呼び圧力は JIS 又は JV 5Kとする。）
・ステンレス配管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

○油面制御装置　制御盤には、標準仕様書によるほか（・遠隔警報　・電磁弁制御　・　　）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

○保温及び消音内張　・返りダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）
・外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）
・膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編3.1.4の温水管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。
・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第２編3.1.5の排水管の項による。
・冷媒管の外装の種類は次による。
屋内露出箇所　・凡例による　・樹脂製配管カバー
屋外露出箇所　・凡例による　・樹脂製配管カバー

○集中リモコン・配線　複数のエアコンを集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督員の承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。

○換気設備

○ダクト　・低圧ダクト（　・　コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）
・アングルフランジ工法　・塩ビダクト(耐)　）とする。
・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。
・厨房系統の排気用ダクトの材質は（・亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板）製、板厚はダクトの長辺（・450以下は0.6mm、・451～1200は0.8mm）以上とし、アングルフランジ工法とする。

○スパイラルダクト　図面に特記なき場合は低圧とする。

○風量測定口　取り付け箇所は図示による。

○ダンパー　空気調和設備の当該項目による。

○シールする排気ダクトの系統　・浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統　・厨房系統

○チャンバー　空気調和設備の当該項目による。

○保温　・全熱交換ユニット用の外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）
・多湿箇所（保温の厚さは50mm、範囲は図示による）　・　外気取入ダクト
（・厨房　・湯沸室　）用の隠ぺい箇所の排気用ダクトの仕様は、h・(f　・DXとし、範囲は図示による。

○集中リモコン・配線　複数の全熱交換機等を集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督員の承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。

○排煙設備

○ダクト　・亜鉛鉄板　・鋼板（厚1.6 mm）

○排煙口の形式　・図示による。

○排煙口開放及び復帰方法　・電気式（遠隔操作　・不要　・要　）

○排煙風量測定　建築設備定期検査業基準書２０１６年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自動制御設備

○中央監視制御装置　・有り（・新設　・既設　）　・無し

○中央監視制御装置の構成・機能　図示による。

○電気計装用配線　使用する電線及びケーブルは原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

○衛生器具設備

○和風大便器 耐火カバー　・設ける（ピット内は除く）　・設けない

○衛生器具ユニット　ユニットの配管材料は図示による。

●給水設備

●配管材料　（1）量水器までの給水引き込み管（直結部分）水道事業者の指定　（・凡例による　・　　）による。
（2）地中埋設配管　●凡例による　・
（3）一般配管　●凡例による　・

○量水器　・親メーター（・貸与品　・　　）　・子メーター（・買い取り　・　　）

○量水器桝　・水道事業者指定品（・貸与品　・買い取り）　・標準図ＭＣ形

●弁類　●図示による。（図面に特記なき場合の呼び圧力は、ＪＩＳ又はＪＶ　５Ｋ とする。）
・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
・水道直結部分の呼び圧力は、ＪＩＳ又はＪＶ　１０Ｋ とする。

●管の地中埋設深さ　埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、車両通行部（　●600mm　・　　）
その他の部分は、（　●300mm　・　　）以上とする。

○建物導入部配管　標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ）による。

○引込納付金等　・別途工事　・本工事

○水質検査　・　項目（　　）

●排水設備

●配管材料　（1）屋内　汚水管　・凡例による　・　雑排水管　・凡例による　・
通気管　・凡例による　・　ポンプアップ管・凡例による　・
（1）屋外　第一桝まで　・凡例による　・　桝間　●凡例による　・

○台所流し等の排水管　洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。
台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管（ＲＦ－ＶＰ）でもよい。

○満水試験継手　取付位置は図示による。

○放流納付金等　・別途工事　・本工事

○給湯設備

○配管材料　（1）給湯管　・凡例による　・
（2）膨張管　・凡例による　・

○弁類　・図示による。（図面に特記なき場合の呼び圧力は、ＪＩＳ又はＪＶ　５Ｋ とする。）
・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

○消火設備

○配管材料　（1）屋内消火栓　一般　・凡例による　・
（2）連結送水管　一般　・凡例による　・

○保温　屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5の e2・(ハ)・ⅵⅱによる。

○建物導入部配管　標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ）による。

○厨房設備

○機器の性能等　図示による。

○ガス設備

○配管材料　・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。
・液化石油ガス　(1)一般　(2)地中

○メーター　・親メーター（・貸与品　・　　）　・子メーター（・買い取り　・　　）

○充てん容器　別途（・5.0kg　・　kg　・　kg）×　本

○集合装置　標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　本組

○転倒防止　標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（　・（ａ）　・（ｂ））による。

○電気防食　・要　・不要

○引込負担金等　・要（・別途工事　・本工事）　・不要

○浄化槽設備

○型式　・ユニット型　・現場施工型

○仕様等　図示による。

●撤去工事

●保温材　保温材は、配管・ダクトより分離する。

●支持金物等　ダクト・配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。

●発生材の処理　●金属類（　・機器類　・ダクト　●配管　●その他金属　）の処理は
（　・管理者に引き渡し　●構外搬出適切処理　）とする。
・特別産業廃棄物（　・　　・　　）の処理は
（　・別途　・構外適切処理　）とする。
・石綿含有産業廃棄物（　・配管用成形保温材　・フランジ用ガスケット　）の処理は
（　・別途　・構外適切処理　）とする。
●上記以外のもの（　・　　・　　）の処理は
（　・別途　●構外適切処理　）とする。

○冷媒(フロン類)の回収　・本工事　・別途
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督員に提出する。
・フロン回収行程管理表の写し
・特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し

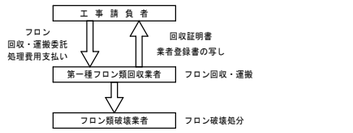

（別表－１）　【他工事との工事区分表】

工事内容			屋内	機械工事	電気工事	建築工事
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内			
			屋外			
			屋上			
		テレビアンテナ基礎				
		避雷針の基礎				
		特記した基礎				
	機械関係	屋内設備				
		屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)				
		屋外設備(　〃　)				
		架台・アンカーボルト				
		特記した基礎				
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの				
	貫通スリーブ	補強を要しないもの				
	梁、床、壁	補強を要するもの				
	貫通部型枠	補強を要しないもの				
	軽量鉄骨下地壁・天井ボード類の切込	補強を要するもの				
		補強を要しないもの（アウトレットボックスは除く）				
	埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	上記開口部の墨出し					
	上記開口部の補強					
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）					
	OA フロアー配線器具用					
点検口	床、壁、天井					
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む					
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤、タンク基礎					
床下水槽のマンホールふた						
ガス漏れ検知器						
消火栓組込み機器収納箱内配線整理用端子板						
温湯室の排気フード						
換気扇	本体					
	取付枠					
流し台	本体（排水トラップ共）					
	水栓					
浴槽						
身障者用便所手摺り						
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）					
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線					
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線					
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線					
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配線					
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配管					
	機器と付属操作スイッチ					
	機器と付属操作スイッチの埋込ボックス					
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパー及び排煙口に至る配管配線					
	小便器用節水装置制御盤以降の配管配線					
	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部への電源供給					
	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ					
	防火扉レリーズ					
	電極棒					
	配線ピット及びふた					
	別途機器などへの接続					
システム天井	ボード・Ｔバー					
	照明ライン設備プレート					
	空調ライン設備プレート					
電子錠	電気錠及び通電金具					
	テンキー及び制御盤					
浄化槽	杭工事					
	土工事					
	基礎工事					
	電気工事					
水道リモートメーターの配線						
水道リモートメーターの配線の結線と調査						

設計変更年月日	
1回	年　月　日
2回	年　月　日
3回	年　月　日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺 NO SCALE	有限会社ＥＮ建築事務所 事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750
図面名	特記仕様書	設計　年　月　日	図番号 M-01

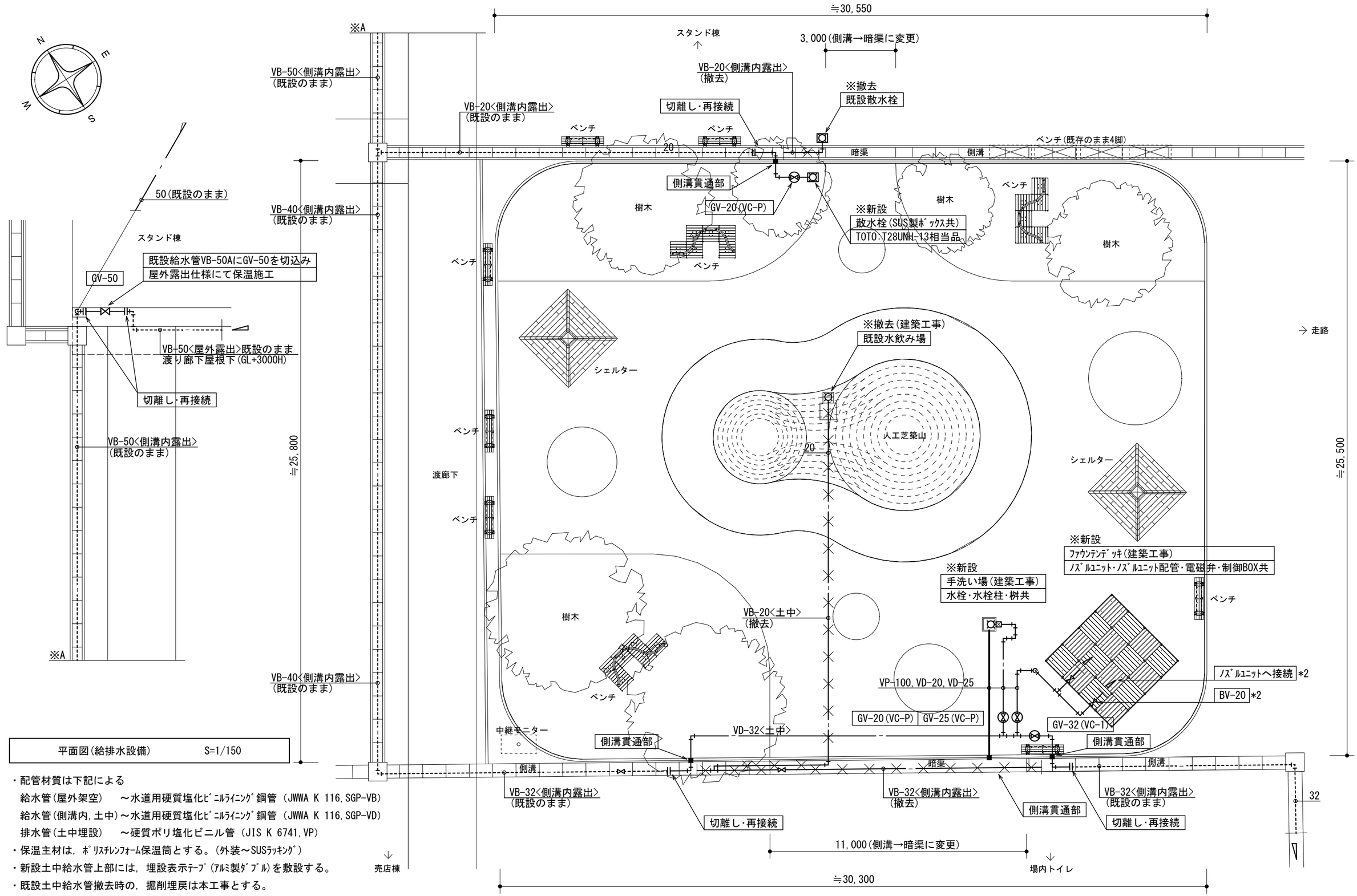

平面図(給排水設備)　S=1/150

・配管材質は下記による
　給水管(屋外架空)　～水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (JWWA K 116,SGP-VB)
　給水管(側溝内,土中)～水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (JWWA K 116,SGP-VD)
　排水管(土中埋設)　～硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741,VP)
・保温主材は,ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温筒とする。(外装～SUSﾗｯｷﾝｸﾞ)
・新設土中給水管上部には,埋設表示ﾃｰﾌﾟ(ｱﾙﾐ製ﾀﾞﾌﾞﾙ)を敷設する。
・既設土中給水管撤去時の,掘削埋戻は本工事とする。

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

佐賀県競馬組合

工事名	児童公園遊具改修工事	縮尺	S=1/150
図面名	平面図（給排水設備）	設計	年　月　日

有限会社ＥＮ建築事務所
事務所登録　佐賀県知事　第ほ-750

図番号 M-02